

令和2年第8回那須烏山市議会12月定例会（第2日）

令和2年12月1日（火）

開議 午前10時00分

散会 午後 3時20分

◎出席議員（17名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	6番	村上進一
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
13番	久保居光一郎	14番	沼田邦彦
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	平塚英教		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	石川浩
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	皆川康代
福祉事務所長兼健康福祉課長	水上和明
こども課長	川俣謙一
農政課長	大鐘智夫
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明

上下水道課長	高 田 勝
学校教育課長	神 野 久 志
生涯学習課長	菊 池 義 夫
選挙管理委員会委員長	佐 竹 信 哉

◎事務局職員出席者

事務局長	大 谷 啓 夫
書 記	藤 田 真 弓
書 記	菅 俣 紀 彦

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（久保居光一郎） 皆さん、おはようございます。傍聴席の皆様方には、朝からお集まりいただきありがとうございます。

ただいま、出席している議員は17名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 一般質問について

○議長（久保居光一郎） 日程第1 一般質問についてを通告に基づき行います。

なお、議会運営に関する申合せにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて60分までとしておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の60分を超えた場合は制止をいたします。

また、質問者の通告した予定時間になりましたら、質問の終了を求めますので御了解お願いいたします。

なお、通告された質問の要旨からは、想定できない質問内容等の場合には注意をいたしますので、併せて御了解をお願いいたします。質問答弁は簡潔明瞭に行うよう、お願いをいたします。

通告に基づき、6番村上進一議員の発言を許します。

6番村上進一議員。

[6番 村上進一 登壇]

○6番（村上進一） 議場内の皆様おはようございます。ただいま議長より発言の許可を得ました議員番号6番の村上でございます。

傍聴席には、お寒い中、議会に足を運んでいただきましてありがとうございます。

早いもので、今日から12月、師走でございます。今年1年は新型コロナウイルスが社会に多大な影響を与えた1年でした。ぜひ来年こそは、普通の日常を取り戻し、明るい社会になるよう期待したいものでございます。

今回の私の一般質問は4項目でございます。まず、なすからブランド認証制度について、子供の読書離れについて、子供のいじめ問題について、最後にコロナ禍のイベント実施についての4項目でございます。

執行部におかれましては、全集中の呼吸での答弁をお願いするものでございます。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 最初の質問でございます。なすからブランド認証制度についてでございます。

質問に入る前に、なぜこの質問をしたかというお話をしたいんですけども、私の地元で、ポポーという果物を栽培している方がいらっしゃいます。新聞等で報道されまして、観光協会等にも問合せが寄せられ、山あげ会館ではすぐ売り切れとなっております。

これから、ポポーでまちおこしをしたい、今後、ジェラートとか、リキュール酒とか、そういった加工をしたいというのをお考えなんです。じゃあ、取りあえず、なすからブランドに認定してもらおうかなと思ったんですけども、現状でこの方は、本業は別な仕事をされていて、1人で栽培されていて安定供給が難しい、現状では、なすからブランドにちょっとハードルが高いんじゃないかというふうに考えたんです。

今後3年とか5年の間に事業計画をつくりまして、そういった、何つうか、ジェラートとか、加工品、6次産業に携われば何かまちおこしになるのではないかと思ったんですが、そんなこんなでなすからブランドの認証はちょっと諦めたんですけども、そんな中でこのなすからブランドについてちょっといろいろ調べたんですが、市の趣旨とは何か違っているんじゃないかと思ひまして、今回、質問をさせていただきます。

そもそも、なすからブランドなんですけども、この制度は、市の知名度向上を図るとともに、産業の振興及び地域経済の活性化に資することを目的とし、市内の優れている特産物や技術などを、なすからブランドとして認証し、市外や県外に発信することとありますが、その効果がどれほどなのか、現状と問題について、まずお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） なすからブランドの効果、現状と問題点についてお答えいたします。

なすからブランドにつきましては、制度の初年度である平成30年度には、中山かぼちゃをはじめとする10品目、令和元年度には国見みかん、和紙製品などの8品目を認証したところであります。

これまで2年半制度を運用してきたところ、いろいろな問題点も見えてきました。その中で当初は、認証の仕組みに重点を置いて制度設計をしたため、肝腎の見せ方、売り方に関する部分が手薄になってしまったことが大きな課題であると考えております。

このような状況を踏まえ、今年度から来年度にかけて運用方針の大幅な見直しを図り、なすからブランドの見せ方、売り方を整理した上で、それに見合った選定方法を検討し、制度の改正を行ってまいります。

具体的には、6次産業化の材料となるもの、インターネットでの通信販売などの遠方の方でも入手できるもの、市に来て味わっていただくものなど、幾つかのカテゴリーに分けた上で、

それぞれどういった要件が必要になるかを精査し、それに基づき選考基準を定め直すことを検討しております。

加えて、市内での認知度もまだまだ十分ではありませんので、まずは市民の皆さんに、なすからブランドを知っていただく方策についても検討しているところであります。

ポポーにつきましては、実は議員お知り合いの方以外でも、結構実は生産されています。ただ山あげ会館におろしているのが、あの方お一人なので、ちょっと生産が間に合わないというのを聞いております。やっぱり製品化しないとポポーの賞味期限がかなり短いので、その辺は一緒に考えていきたいなと思っています。

認証に向けても相談をいただいて進めていけるようにしたいと思いますので、現状と課題を踏まえた上で、制度の改正にも向け取り組んでまいりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） ポポーのことはちょっと置いて、このなすからブランドについて市の情報発信基地である山あげ会館とか、大金駅前になすから市場には行ってきただけですけども、なすからブランドの展示品が少ないんです。農産物とか、そういったケーキとか置けない事情はあるんですけども、そもそもなすからブランドのコーナーさえないんです。置いてある商品に関して、なすからブランドの、こういったシールも貼っていない、表示もないんです。

市の情報発信基地であると言っている山あげ会館でさえそんな感じなので、到底観光客に発信できないと思っているんですけども、その辺、担当課の課長さんの意見をお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） なすからブランドの情報発信につきましては、平成30年度、令和元年度に認証された製品については、パンフレットにして市のほうの窓口と、あと栃木県のアンテナショップの那須烏山市のイベントをできる期間に、そちらを持って行って周知を図って情報発信しているところであります。

また、ホームページのほうでも情報発信しておるんですが、山あげ会館になすからブランドのコーナーがないということなんですけれども、現在そちらに特にコーナーとしては設置しておりません。今後見直しの中で検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 市の情報発信基地という位置づけで、山あげ会館がありますので、ぜひそこでなすからブランドのPRは必要かと思います。

それで先ほど市長の答弁にもあったんですけども、ふるさと納税のホームページとか、なすからブランドに認証されている商品の説明がないんです。

先ほど市長も言いましたように認証後のブランド品の売上げ、市民、市外での認知度の検証というのは、担当課のほうでされているんでしょうかお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 売上げについてなんですけれども、現在10事業者が登録しております、そちら10事業者に先日ヒアリングを実施したところなんですけれども、その方たちの意見から、ブランド登録の新聞掲載時には予約が入ったんですが、劇的に売上げが伸びたわけではない。また、注文数は増えたんですけども、それがブランド認証によるものかどうかというのがいまいよく分からないと。さらに、ブランドの登録後、東京の会社から通販サイトに載せないかというようなオファーもあったというところも聞いております。

などの声の一方、ほぼ変わらないという意見も、6事業者よりありましたので、それらについて今後の検討をしていきたいと考えております。

なお、ふるさと納税の返礼品としては現在7品目登録してございます。令和元年度につきましては、返礼数が128件。令和2年度につきましては、11月現在で54件の返礼品として利用されているところでございます。

以上になります。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 担当課のほうでも、調査されたということなんです、私も何件か、聞いて回ったんですけども、やはり売上げにはそんなに寄与していないんじゃないかと。あとはもっと特別な商品だよと、ここだけでしか買えないんですというふうなアピールをぜひしていただきたいというようなお話と、ふるさと納税とか、なすからブランドのホームページから、自分のホームページにリンクするようなそういった仕掛けをつくっていただきたい、そういった意見があったんですけども、大体そんな感じなんです、きっと、なすからブランド品ってというのは、だから市が思うような効果は発揮していないんじゃないかというのが私の総体的な考えなんです。

2番目の質問なんですけども、令和2年度のなすからブランドの認証品の募集が11月2日から始まっております。この認定基準、募集方法は、今までどおりなんでしょうか。今後改善はあるんでしょうか、先ほど市長のほうから答弁があったんですけど、再度、2番目の質問としてお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 今年度の募集基準についてお答えいたします。

なすからブランドにつきましては、先ほども答弁させていただいたとおり、現在制度の大幅な見直しを行っているところでございますので、今年度の募集につきましては、今までどおりの基準で行っております。

なすからブランドは3年を1つの周期として捉え、本年度までの1周期3年間で見えてきた問題点や課題を、議員の御指摘のとおりのこと十分に検証した上で、次年度より、より効果の高い制度となるように検討しておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） そうしますと、令和3年度からの募集に関しては、新規基準で募集されるということよろしいでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 現在見直しを進めているところでございますので、令和3年度からは新しい基準とともに、見せ方、売り方の部分についても、検討を加えたもので実施したいと考えます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） ちなみに、現在、応募されている件数は何件ぐらいありますか。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 令和2年度の募集期間が11月から始めたところなんですけれども、問合せは現在2件来ているところなんです、いまだ手元に申請書のほうは、来ていない状況でございます。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） ぜひ、せっかくのなすからブランドですので、市民及び市外の方にPRしていただいて、まちの活性化に役立てていただきたいと思います。

栃木県が都道府県魅力度ランキングで最下位となりまして、ブランド力向上会議が11月26日に開かれ、市や町のすばらしいブランドと、どうリンクさせるかとか、情報発信力、接触力が弱い、県全体での取組の焦点が定まらないという問題が話し合われたんですけども、そっくりそのまま那須烏山市にしても、このなすからブランドに対しても、同じようなことが言えると思うんです。

せっかく県が、こういった、最下位になったからなのか知りませんが、見直しを図っている、市や町のすばらしいブランドとどうリンクさせるかというような検討が入っていますので、ぜひなすからブランドも、県とリンクさせて広くPRしたらいいんじゃないかと考えます。

ぜひ、なすからブランドを立ち上げた当初の目的達成のために、生産者や認定委員との協議

を実施し、市の活性化に取り組んでいただくよう要望をしまして、次の質問に移ります。

2番目の質問です。子供の読書離れについてでございます。

県内の子供たちの読書離れに歯止めがかからないとの報道がありました。月に1冊も本を読まない子供の割合が、小学生で7.4%、中学生で16.1%と前年より悪化しております。

全ての活動の基盤となる教養、価値観、感性を身につける読書は極めて重要であると考えますが、市内の小中学校での読書に関する現状と指導についてお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 小中学校の読書に関する現状と指導についてお答えしたいと思います。

新学習指導要領解説国語編において、読書指導の改善・充実が改めて明示されております。中央教育審議会答申で、読書は国語科で育成を目指す資質・能力をより高める重要な活動の一つであるとされたことを踏まえたものです。各学年において、国語科の学習が読書活動に結びつくように指導することと、学校図書館を利用する言語活動例も示されました。

議員の御指摘のとおり、読書は子供たちに様々な栄養を与えるものであり、読書離れは、ゆゆしき事態であると言わざるを得ません。

本市の現状といたしましては、各校ともに発達の段階に応じて様々な工夫を凝らし、読書の機会を増やしております。朝の読書の時間は、全校で位置づけられており、それだけでも月に1冊以上を読む機会が確保できていると思われまます。また、各学校内におきましても、多読者賞を設けたり、図書委員によるお薦め本の掲示をしたり、教員によるお薦め本も紹介したりしております。また、家庭に対してもお薦め本を子供とともに一緒になって読む企画を設けております。

読書は、言語能力の向上のみならず、人としての豊かさや深みを与えるものであり、極めて重要な教育活動であります。今後も各校の創意工夫を生かしながら推進してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 我々、行動する文教福祉常任委員会では、10月の市内の文化遺産の視察に続きまして、11月18日に烏山中学校に視察に行つてまいりました。

教室を案内していただいたり、授業を見せていただいたりしました。その中で校長先生とお話しする機会がありましたので、今回のこの子供の読書離れについてもお伺いしてきました。

烏山中学校でも、朝の読書の時間を設定したり、図書館司書の常駐とか、図書委員会での本の紹介等の活動で読書の推進をしているということでございます。やはり個人差が大きくて年

間100冊以上読む生徒もいれば、全然読まない生徒もいるということでございます。

先ほどの教育長のお話の中で何か、市内で、何というんですか、独自の変わった読書推進の方法をしている学校というのはあったんでしょうかお聞きしたいんですが。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 朝読以外に、先ほど申し上げたように先生が各教室に小さな書棚を設けてそちらに各教室ごとに先生のお薦め本とか、また、子供たちが興味を持つような形の本をそろえて自由に見られるというような形をしております。

ただ、いずれにいたしましても、学校だけで読書習慣をつけていくというのはやはり限界がありますので、やはり幼児期または低学年の頃から家庭での読書習慣をつけていただくような、やはり家庭での教育をしていただかないと、なかなか学校だけでは手が回らない部分もございまして、そういった部分につきましては、今後もPTA総会その他いろんな集会等をお願いをしてみたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 読書を勧める上で学校図書館の充実を図る必要があるとの指摘があるんですが、図書館司書というんですか、学校司書というんですか、市内の小中学校の配置率というものはどうなっていますか。

県内の公立小学校の配置率は6割程度ということで、宇都宮市内は全ての学校に配置済みということであるんですが、市内の小中学校の配置具合はどうなっておりますでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） はっきり申し上げまして、図書館司書という形でというか資格保持者の配当はおりません。

図書館業務を担当する行政職員を新採用で1名1校に配置しております。それ以外に、教員が、図書館司書という資格がありまして、そしてそれは全校に置いておかなければなりませんので、一応大学卒業と同時に、または卒業してから研修を受けて、司書教諭というパターンの者は各校に1名ずつ配置しております。

ただこれは、図書館業務専門ではなくて、普通の授業その他学校業務を行いながら図書館の統括を行うというような形の教員です。これは教員免許を持ってないと取得できないことになっていますので、そのような形で配当しているということでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 分かりました。それで先ほど教育長のお話の中でもやっぱり学校単位だけではなかなか子供の読書の習慣がつかないということで、地域にも連携した、そういった

働きかけが必要だということをおっしゃっていました。

小山市立中央図書館なんですけども、2018年に先進的な活動を行っている図書館に贈られるライブラリーオブザイヤー2018優秀賞を受賞しております。

取組としては学校図書館支援担当を設置し、小中学校の学校図書館の業務を担当する職員に対し研修を行い、指導支援体制を整え、学校図書館活動を活発にし児童生徒の読書活動推進を図っているということなんですけども、地域の図書館の役割もやはり重要と考えているんですけども、市内の図書館に対する要望とか何か、教育長としてはあるのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 市内の図書館というのは、本市の図書館ということですか、「そうですね、はい」の声あり）残念ながら細かい連携等は学校図書館とは取っておりません。

一応学校のほうでは子供たち、それから保護者、若干ですが、希望として図書の購入等をしておりますが、ただ、こういって、ちょっとあれですけど、もともとの予算がそれほど多い形ではございませんので、何でも要望があったからじゃあそろえますよというふうな形ではありません。

それから最近は図書館にも、いわゆる漫画本が入りますので、そういった要望のほうも、私ははっきりいうと反対なんですけども、現場の先生方それから子供たちの要望も強いということで購入を認めておりますけれども、そういった部分についても、それがきっかけになって、文字のほうに進んでいってもらえればいいかなというふうな考えではあります。

そのような状況でございます。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） それでは、図書館管轄の課長さんとしては、どういったお考えにんでしょうか、お聞きしたいんですが。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 先ほど議員のほうから、地域との連携と学校との連携ということを言われましたので、その点で、今、教育長の補足ではございませんが、図書館にボランティアによる訪問ということで、おはなし会とか学校巡回文庫というのを実施しております。

これは100冊程度を最長4か月、学校にお貸しするという事業を行っております。そういったところが地域の連携として今行っているところでございます。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） ぜひそれは継続して進めていただきたいと思います。それでこういったコロナ禍の中で県内の多くの公立図書館で、電子書籍の貸出し件数が増加しております。

図書館へ行かずに借られる便利さが要因であると思われまます。県内では、高根沢町、大田原

市、さくら市、日光市、那須塩原市の5市町が実施しており、真岡市も来年1月の貸出しを予定しているということなのですが、読書の習慣を身につけるには先ほど教育長がおっしゃっていたとおり家庭でのそういった環境も整備するのは必要だと。今、子供たちというのはスマートフォンとかそういったタブレット端末に慣れ親しんでおりますので、こういった電子図書の導入というのも一つの読書を推進する上で必要と考えますが、その辺は、検討してはいかがかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） やはり議員御指摘のとおり、このコロナ禍の中で全国的に導入が進んでいるというのが現状でございますが、今、申し上げた6市町が現在取り組んでいるというのは存じ上げております。

本市におきましても、今回のこのコロナ禍での、まず交付金を活用できないかということの検討をいたしました。やはりその中で、まず維持費の問題。それから、やはりいろいろ追加のコンテンツ代というのでしょうか、そういったものにかかる経費が年間かなりのお金もかかるというところを聞いておりますので、今回は見送っているところでございますが、いろいろ電子図書の需要というのは高まってくると思いますし、我々としては、電子図書の体験イベントとか、いろいろ業者と連携しながらそういったものはできないかということで、現在、検討しているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） ぜひ、前向きに検討していただいて、那須烏山市が読書に前向きに取り組んでいると、そういった姿勢を示していただければと思います。

読書の話質問している私も、実は高校のときまでほとんど本を読んでなくて、読書感想文では、後ろの後書きをちょこちょこっといじったぐらいなんです。

ただ、大学行きまして通学とかでいろいろ時間がすごありましたので、そっから何か、読書にはまったと、歴史が好きなんで司馬遼太郎の『竜馬がゆく』とか、その辺から始まりまして、子育てをしているとなかなか読書もできなくて、勤めていると専門書も読んだりとか、試験の勉強とかあって、最近また読書に親しむようになりました。年齢が年齢になったものですから、泣ける本を好んで読むようになりまして『鉄道員（ぽっぽや）』とか、『永遠の0』とか、最近『少年と犬』とか何かそういったのを好んで読むようになりました。

やはりこういった、何かきっかけを子供たちにも与えていただいて、その本を読むことによって何か感受性が豊かになったとか、強要しちゃ多分続かないと思うんですけども、そういった、こういった本があるよ、読んで感動できるようなそういった本を紹介しながら、子供たち

が読書に興味を持てるようなそういった指導を今後やっていただけるよう希望しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3番目の質問に移ります。3番もやっぱり子供に関係するんですが、子供のいじめの問題についてでございます。

県内の国公立の小中高校と特別支援学校で、2019年度に認知したいじめの件数は、前年度比1,158件増加、24%増加の6,003件と過去10年間で最多となっております。

市内小中学校でのいじめの実態についてお伺ひいたします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 御質問の市内小・中学校におけるいじめの実態ということでお答えしたいと思ひます。

令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題について、その調査の結果における本市のいじめ認知件数は、小学校で44件、中学校で72件となっております。平成30年度に比べますと、小学校で4件、中学校で35件増加しております。

いじめの問題が本市においても解決すべき重大な課題であることは認識しているところでありますが、いじめの認知件数が増加した背景には、いじめを初期段階のものを含めて積極的に認知し、その解決に向けた取組のスタートラインに立って対応に当たるといふ考え方が各学校において定着してきたことも原因の一つと考えられます。

本市における令和元年度のいじめの解消率は100%でありましたが、今後もしじめ防止の対策として、いじめが行われなくなるようにすることを旨としながらも、いじめ防止対策推進法に基づき、認知すべきものは適切に認知・対応していけるよう学校に指導助言を行っていく所存でございますので、御理解をお願ひしたいと思ひます。

正直なところを申し上げまして、大津事件といふのは随分前の話になりますが、いじめで自殺した生徒のあと、文科省からもっときちんと調査しろといふような、命令といふか依頼が来て劇的に増加した時期があったんです。

ただ、そのときの文科省の考え方といふか、評価がこれは細かく、今まで以上に見た結果なので、増大したからどうのこうのとまではいっていませんけども、それに近いニュアンスのお話でございます。

ただ、それからじゃあ件数が下がったのかといふとそうでない傾向もありますので、細かく増えたけど、対策しているのにじゃあ減らないのはなぜかといふ部分も当然我々は考えていかなければならないと思ひますので、そういった部分については、校長会その他での解消したって本当に解消しているのか、ちょっと指導したから解消ではなくて、3か月とか4か月とか経過を見ながら最終的に解消したといふふうな報告をなさいと。毎月いじめ件数その他問

題行動は、学校から件数その他事例を挙げさせておりますので、それについては毎回検証しながら、いじめ解消に向けて、学校とともに協力して、邁進してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 子供のいじめについてなんですけども、先ほどもお話ししたんですけど、烏山中学校に行ったときにこの子供のいじめの問題についても校長先生からちょっとお話をお聞きしたんですけども、令和2年度上半期でいじめ認知件数が2件あったと。悪口を言われたりとか、SNSを介し誹謗中傷されたということなんですけども、既に解決済みとなっております。この2件についての報告というのは、あったのですよね。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） その2件が同じ月に2件あったのかちょっと分かりませんが、必ずそういった部分は報告をさせております。

また、それを一覧表にして教育事務所、県教委のほうにも提出しております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 先生とのお話の中で、いじめの課題としまして、いじめ、不登校の要因というのは様々で、いろんな要因が複雑に絡み合っただけでなかなかそのこれだという、何ていうんですか、原因はこれだというふうに見解はないんですけども、この点に関して教育長はどのようにお考えになっていきますか、いじめの原因とか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 議員の御指摘のとおりといいますか、また、烏山中学校の校長のお話ししたとおりでございます。いじめというか、不登校については、いじめだけではなくて学校不適応その他理由が様々ございます。必ずしも不登校イコール、いじめだというふうには考えておりません。

この後の答弁に出てくるかもしれない、Q-U調査というのをやっておりまして、Questionnaire-Utilitiesですかということで、学校を楽しく生活できる調査ということで、縦軸が学校が居心地がいいかと、横軸がいじめがあるかとか圧迫を受けているかということで、第1、第2、第3、第4象限の、第1象限の左上、右上ですね議員の皆さんからいうと、そこが圧迫も受けていないし、学校が楽しいと。逆に第4象限の左下はいじめもあって学校も面白くなくて行きたくないという生徒の、そういうふうなアンケートの答えで分類ができるんです。これはかなり昔からやっていて、調査数があつてかなり信頼できるアンケート調査なんです。

そういったもので、この子はこの辺にいるけれども、これが放置するともっと下へいつちやいますよというふうなことを、各学校でアンケート調査の後、評価委員会を開いて手を差し伸べるような形にしておりますので、ただ、それだからといって100%拾えるかというところではないわけですが、幾ら、少なくともいろんな条件の中で、あとは、校長さんのほうには校長会で予兆があったら、何でもいから周りの生徒でも事情を聞くなり、アンケートを取るなり、あまり動くことを恐れないでやってくださいと。

まず、初期段階で対応するのが一番、結果的にはいい結果をもたらすパターンが多いので、そのような形で、Q-U調査その他アンケートも含めて、対応してほしいというような話をしております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） では、いじめについて、2項目です。いじめについての防止策、学校への指導はどのように行っているかお伺いたします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 今、既に話をしてしまっているところもあるんですが、いじめ防止対策推進法が施行されてもう6年になるんです。正直なところ、学校におきましては、当該学校の実情に即して適切に機能しているかどうか点検し、必要に応じては見直すなど措置を講じるとともに、いじめの早期発見に努め、一つ一つの事案に対して組織的に対応するなど取組が進められております。

しかしながら、先ほどの答弁のとおり、全国的に深刻ないじめの事案は後を絶っておりません。児童生徒の安心・安全な学校生活を保障する上でも、解決しなければならない最重要の課題となっております。

そのため、本市でもいじめ問題の対策として、次に挙げる3つの取組に力を入れております。

1つ目は、いじめ防止対策推進法やガイドライン等を学校関係者が正しく理解し、学校が速やかに法的義務を果たすことができるようにすることです。法やガイドラインに基づきながら、いじめ事案への対処や取組が組織的かつ迅速に行われることで、児童生徒に対する指導、支援、保護者への適切な支援助言がなされます。

2つ目は、事案の早期発見、早期対応です。学期に1回以上のアンケート調査や教育相談を行うほかにも、日常の生活の中で子供たちから発せられるサインを見逃さないよう、教職員同士で情報の整理・共有に努めております。また、教育委員会でも毎月いじめの認知についての報告があり、関係機関と連携しながら対応に当たれるようにしております。

3つ目は、未然防止です。これまで教師主導で未然防止策が講じられておりましたけれども、

最近では、生徒、児童自らが主体となっていじめをなくすためにはどうしたらよいか、そのような話合いも行われております。こうした動きにより、いじめは人間として絶対に許されないという雰囲気を学校全体に醸成することができるものと考えております。

以上のような取組は、市内全ての学校においても行われておりますが、引き続き、いじめの対策により一層の推進を通じて、本市の子供たちが元気に学校生活を送れる環境づくりを進めてまいりたいと思っておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 烏山中学校に行ったときに校長先生から烏山中学校のいじめ防止全体指導計画書と那須烏山市立烏山中学校いじめ防止基本方針という2つの資料を頂いたんですけど、これは市内の全小中学校に同じような、指導計画書とかというのはあるんでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） ただいまの村上議員の御質問にお答えいたします。

今、質問がありました基本方針と、いじめ防止の全体計画については、いじめ防止推進法の法律施行後、各学校にて整備済みで、現在それを毎年度見直しを図りながら、組織を挙げて今教育長答弁にあったとおり、いじめの防止、未然防止等について対応をしている状況でございます。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） そうしますと、これの基本となるのは、教育委員会では、県からおってきたのを各小中学校でアレンジしてつくっているということによろしいですか。いいんですね。

○議長（久保居光一郎） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） 説明が足りなくて申し訳ございません。

そうですね、国から示されたものを基本としながら各校でこういったものを整備したところでもございます。もちろん、県、それから市のほうでも、こういったものを作成した上で、示した上で各校に整備をしていただいたところがございます。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） これを見ますとすごい細かく丁寧に書いてあります。年度計画ですね、4月はこうする、3月はこうするとすごくこれとおりにやっただけであればいじめは全然発生しないんじゃないかと思うんですけども、先ほど教育長のお話の中でもありましたように、2019年度の全国の小・中学校で認知されたいじめは前年度比12.6%増の61万2,496件です。

いじめの認知件数が増えた理由としては、学校が初期段階の対応を強化するため、以前なら

見過ごされたいじめを積極的に把握するようになったと分析しておりますが、命に関わる重大な事態が発生したとき、学校側は決まっていじめはなかったと発表するんです。それで、後で調べたら、いや、実はありましたというケースが結構テレビなんかで見るとあるんです。

こういったマニュアルとかは作成されているんですが、先ほど3つの中の1つ、そういった理解を先生ができてない、何か、ちょっと先生は忙し過ぎるんです。何せ小学校英語教育があったり、今度プログラミングがあったり、やれ、生徒の体力が落ちたからほら、体力を鍛えろとかっていろいろ先生ってやることあるじゃないですか。

そういう中で、一人ひとりの子供の変化というのを先生方は気がつかないんじゃないかと私は思うんです。だから、本来の働き方改革の中でも、やっぱりそういうのをしていけないと今、いじめって陰湿ですよ、私らの頃は面と向かってこのやろうと喧嘩していて先生に何やっつてんだ廊下に立ってるとか、そんな感じだったんですけど、後ろで陰湿ないじめで、それが表面に出たときには重大な最悪の結果になるような感じがするんで、その辺はやっぱり先生方がそういったものに目につくように、働き方改革とか、あまりにも現場が忙し過ぎるのも一つの要因じゃないかと思うんですけど、その辺はどうお考えですか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 現場の多忙感というのはいろんな調査が新聞発表されておりますが、あのおりだというふうに思っております。

ただ、根本的な働き方改革というのは人を増やすということに尽きてしまうと、ところが今の予算関係では国も県も、もちろん市町もなかなか人員を配当するのが難しいと。宇都宮市のように大きなところであれば、宇都宮市は市独自で採用している先生の数が本市の先生の数よりはるかに多く、本市の2倍ぐらいの数を宇都宮市独自で採用しておりますので、そういったところでもいじめがなくなるというふうな部分もございますので、だからといってうちであっていいというそのようなことは、ありえないので、今後も先生方の働き方改革と併せて、やはり先生方には、あなた方の仕事は子供たちが安全・安心に学校で伸び伸びと生活できることなんだよということをもう一度認識していただいて、見ていただきたいというようなことで。

あとちょっといいですか。毎年これからの季節に、実は1回問題が起こって、指導して、先ほどの解消しましたという報告が上がってきた後に、実は水面下で議員がおっしゃるような形で続いていて、間もなく学年が変わるとか卒業になる頃になって、保護者のほうから学校のほうに、激怒の状況でお電話をいただくことが、大体年に1回ぐらいあるんです。もうその段階になると校長が出ようが教育長が出ようが保護者に納得してもらえないんです。

うちの子はこんなに我慢していたのにとか、あとは先生に言ったのに、ところが先生から教務、教頭、校長に上がってきてないと、もちろん当然私たちもこないという、で、言ってきた

ときはもう爆発しちゃった後で手の施しようがないというような状況が実は毎年1件ぐらいずつ起こっておりますので、それについては、校長さんにハウレンソウってよく言われている言葉が実際には機能してないんじゃないのかと。ここで終わったからいいやじゃなくて、終わったと思うんですけど、一応こういう指導しましたよぐらいは報告させるような校内システムをきちんとしてほしいという話を正直なところ、ここ3、4年、校長会、特にこの時期になってからまたお話をしているというような状況でございます。

ただ、だからといってあつていいというと、私も言えませんので、必ずそういった形で最大限努力してもらって、忙しいのは分かるけど、それを理解した上で、さらにお願ひしなきゃならないということで今先生方にはお願ひしている状況でございますので、御理解いただければと思います。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） コロナ禍の中で親の雇用環境が悪化する中で、子供がストレスを抱え、吐口として友達をいじめるおそれも考えられます。

立場、力の弱い者に圧力をかける行為は、社会に出た際のハラスメント、虐待、ドメスティックバイオレンスと根は同じでございます。いじめによる痛みを理解し、他人を思いやる心を在学中に育み、将来に備える教育が必要と考えます。

その一つ的手段としては、戻りますけど、読書も、その一つ的手段じゃないかと、いろんな本を読んで、そういった弱者の立場の本もありますので、そういった本を読むことによって、ああ、気がつかない部分に気がつくのと、読書は、そういったいじめをなくす一つの方法かもしれませんので、ひとつその辺もよろしくお願ひしまして次の質問に移ります。

最後の質問でございます。コロナ禍のイベントの実施についてでございます。

現在、全国的に新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化し、栃木県も感染状況を第3波に入ったとの認識を示し、警戒レベルを感染厳重注意に引き上げております。

今後、インフルエンザとの同時流行も懸念されておりますが、市は今後、市主催のイベントについてどのように取り組む方針でしょうか。また、各種団体が催すイベントについて、今後どのように指導する方針かお伺ひいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市主催のイベント及び各種団体のイベントの実施方針についてお答えいたします。

今年度、コロナ禍の影響により、市主催のイベントの多くは中止または延期となっておりますが、7月10日の本部会議におきまして、7月16日から感染防止対策を施した上で、公共施設の開放、各種行事の再開を行うこととしました。

現在、多数の来場者が見込まれているイベントや、密閉空間に密集するような事業等は中止しておりますが、生涯学習施設や体育施設を利用する事業や、いきいきサロン等の各種団体の事業につきましては、規模を縮小し感染対策を行いながら実施しております。

また、施設利用者やイベント参加者の名簿を管理し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にも努めております。

コロナ禍におきましては、各種事業を実施する上で必要なことは皆さん御存じだと思いますが、密閉、密集、密接の3密を避けることが必須であります。また、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生などの基本的な感染防止対策を行うことも重要でございます。

今後も国や県から出された感染拡大防止ガイドラインを基準とし、感染予防対策を行うことを前提に、市主催の事業を実施してまいりたいと考えております。また、各種団体でのイベントにつきましても、同様の対策を行った上で実施いただきたいと思いますと考えております。

連日新型コロナウイルスの感染者が全国的に急増している状況でございますので、今後とも動向を注視しながら、状況に応じた対応を進めて指導をさせていただきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 市主催のイベントが中止になったり、コロナ等で、私ども市議会議員の出番が少なくなって、手持ち無沙汰ではあるんですが、やむを得ないと思います。

それで今、市長のお話の中にあっただんですけど、うちの妻もいきいきサロンとかそういった指導をしまして、その中で健康福祉課でそういったサロンに対して、コロナ感染の指導をしたり、消毒液とかを提供してくれているんですけど、その辺のことをちょっと詳しく御説明いただければありがたいんですが。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） ふれあいの里、また、いきいきサロンにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で2月末より休止をしていたところなんですが、7月中旬より、地域の実情を踏まえながら、順次再開しているところでございます。

11月1日現在の再開状況ですけれども、ふれあいの里は15か所中13か所、いきいきサロンは38か所中32か所で再開しているところでございます。

感染症対策用品の配付につきましては、6月に従事者向けの研修会を開催しまして、そのときに、感染症対策セットということで手指用のアルコールやマスク、手袋、希釈用バケツを各代表者に配付しまして、そのときに使用方法の説明等も行っております。

今後、手指用のアルコール等の不足が生じた場合は市で補助する案内も併せて行っているところでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 大変ありがたいことです。

ちなみに、年間どのぐらいの予算がかかるんですか。予算はどのぐらいかかるか把握されていますか、そのコロナ対策に関しての予算。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 健康福祉課だけの分ということですかね。（「はい」の声あり）今、詳しい手持ち資料ないのですいません、細かな予算を後で御報告したいと思います。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） すいません、予定外の質問でした。

私は、実は野球とかソフトボールとかをやっているんですけど、ソフトボールは市の事務局がやっているんですけど、やはりコロナの感染でなかなか大会実施に踏み切れない。スポーツ教室もそうだったんで、今年は年間の全ての大会も中止しております。

やはり、どうしても大会を主催する側としては、なかなか、どこまでコロナ感染の防止をしていいかわからない。県のほうからも、協会のほうからもいろいろこういった、こうしてください、ああしてくださいという通知が来ているんですが、なかなか踏ん切れないでございました。

たまたま今、そういった、スポーツのオフシーズンなんですけども、運動公園なんか見ますとグランドゴルフは盛んに行われているんです。当然、グランドゴルフをやられる方は高齢者の方が多いんですけれども、果たしてコロナ対策をしているのかちょっと疑問なんですけども、担当課のほうではどのように現状把握していますでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 私も一番その辺の部分は心配しているところです。

ただコロナがはやり始めた頃に、やはり市のほうからも競技をするに当たっては、十分注意をしてやっていただきたいという周知はしております。

しかしながら、やはり月日がたつと段々気持ちも緩んできて、大丈夫かなんていう感じで始めている団体もおりますが、基本的には各競技団体ごとに、今、村上議員がおっしゃったように各協会、スポーツ団体からガイドラインというのは示されておりますから、そのガイドラインをしっかり守っていただくというのが基本です。

市としても、各施設にはそれなりの消毒液とかの管理もするという当たり前に行っていきたいと思っておりますが、やはりまずは自分自身が、健康管理をまず一番注意していただいて、おかしいときは参加しないという部分をしっかり認識していただかないと、やはり、今、グランドゴルフに限って言っているわけではありませんけれども、ぜひその辺は注意して、さらに我々も周知徹底はしていきたいとは思っております。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 先ほど健康福祉課のほうでは、そういったクラブ等に感染グッズの対応をしているんですけども、提案なんですけど、例えばスポーツ大会とかそういった市のイベント、民間がやるイベント等に、そういったコロナの感染防止グッズ、例えばこういったピッケ計る体温計とか、消毒液とか、拭くのとか、そういったのを、市のほうで対応できないかと、何月何日からこういう大会があるんですけど、それについて云々って例えば申告して、じゃ貸しますよ、あげますよというような、そういう体制作りはできないものかと考えているんですけど、市長、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） いろんなイベントがあるときに、大体担当課とか窓口になっている課がありますので、その辺のところに御相談いただいて、体温計とかそういうものを貸出したり、消毒液を御自分で用意できないような場合は対応できるように努めていきたいと思っています。

個人的ではないですけど、この間も木漏れ日マーケットというのを開いていただいて、要綱の中に、やっぱり体温を確認してくださいとか、お名前を記入していただいてくださいとかということは、全員皆さんやっていただいておりますので、そういうことはアルコール消毒とかもテーブルに置いていただいて全部するような形を取っていただいて、イベントをさせてもらっていますので、配布もします、貸出しもきつしているのではないかと、ちょっとごめんなさい、私のほうで体温計までは貸出しはちょっと違うと思うんですけど、もしもだったらお声をかけていただければそういうことも対応できると思いますので、イベントを開く前には、協議をしていただけるとありがたいなと思っています。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） じゃあ、よろしいんですね。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 担当課としましては、やはり大会等に参加する前に各個人がまず、健康チェックをするというのも当たり前の様式になると思いますから、原則は各団体においてしっかり用意をしていただいて、大会を実施していただくというのが基本と考えております。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 市長の答弁は若干食い違う、温度差があるんですけど、どちらを信じればよろしいですか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） すいません、曖昧な答で、できましたらもちろん用意していただき

たいと思っています。申し訳ないんですけど、実は球技って一番うっとりやすいそうです。球技。ボールを素手でするので、それでバレーボールとかも学校で今のところやってないみたいなので、そういうところもあるので、その辺の注意はかなり必要かなと思います。

健康管理をしていただいているというのは自己管理なので、それは大人でも子供でも同じかだと思いますので、この御時世なので、ちょっとお熱があるとか、体調が悪いときはやっぱり参加しないとか、そういう自己判断や朝体温を測って、やっぱり体調悪くはないけど、体温がちょっと高いなと思ったら今日は参加しないとか、周りの人も無理強いしないとか、そういうふうなことをしていただくことだと思います。

できたら、どうしようもない大きな大会みたいなときは、貸出しもあるかもしれませんが個人的なイベントだったり、サークルでしたら、できたらそちらで御用意していただいたり、自己管理で朝測るとか、そういうことをしていただくとありがたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 最低ライン、例えば参加する場合の健康管理云々というのは、最低ラインの話で、それはあくまでも、それをやってしかも、大会に関するそういった物品の云々というレベルの話なんで、当然大会主催者としては健康管理云々というのは、事前の基本レベルで参加、不参加というのは責任を持ってやっていると思うので、その上の段階の物品の云々なんです、私が言いたいのは。

なかなか、体温計なんかでも、やっぱり朝測ってきて、大会に来た人を直接測らないと、いろいろ、何というんですか、本当にこの人が熱がないかどうかという確認もできない、県大会なんかに行きますと、必ずそういったのはその場で体温とかを測っていますので、そういった、そのフォロー、そういったものができればというふうな考えでお話をしたんですけども、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 原則を言っているまででございますから、十分その辺を担当のほうで調整させていただきます。

○議長（久保居光一郎） 6番村上進一議員。

○6番（村上進一） 分かりました、原則ですね。

来年になってコロナが急に終息はしないと思うんです。来年に関してもウィズコロナで、コロナと一緒にいろんなイベントなり大会なりをやる必要があると思うので、そういったときに市のほうでもある程度指導なり対応なりしていただいて、どうしても、そういうノウハウとかそういった物質面じゃなくても、そういったノウハウとかそういったので相談に乗っていただいて、こうしてください、ああしてくださいというのは必要だと思いますので、ぜひ民間に投

げないで、あんたらでやんだよというんじゃなくて、ぜひ、市のほうからも指導していただいて、町が活性化するような体制を整えていただければいいのかなというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保居光一郎） 以上で6番村上進一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を午前11時10分といたします。

休憩 午前 11時00分

再開 午前 11時10分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき、15番中山五男議員の発言を許します。

15番中山五男議員。

〔15番 中山五男 登壇〕

○15番（中山五男） 議場内の皆さん、こんにちは。

今年もいよいよ師走に入りまして、余すところ僅か1か月になりましたが、この1年を振り返りますと、新型コロナ感染を恐れながらの異常な毎日であったと存じます。

市内行事のほとんどを中止または縮小し、学校も2か月間臨時休校するなど、市民の方々には、萎縮した毎日を強いるなどして、感染防止対策を取ってまいりましたが、それでも国内感染者数、最多更新が連日報じられていることから、コロナ禍の中でいかに活動展開すべきか、行政も模索すべきときと存じます。

さて、今回の一般質問は先日報告のとおり、本市が新設しようと計画している認定こども園の件を含め、4項目の中から9点につき答弁を求めます。

いつものことながら私は既に、一般質問の概要に加え、質問の読み原稿までお届けしてあることから、執行部の皆さん方には、私の質問の真意まで御理解いただけているものと存じます。そこで市長、教育長には誠意ある御答弁をいただけるものと期待しております。

それではこの後、質問席から1項目ごと申し上げますので、約1時間御辛抱いただきたいと思えます。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） まず、1点目の質問、つくし幼稚園とにこにこ保育園を統合する問題について、その中から4点質問を申し上げます。

そのうちまず、1点目。両園を統合し、認定こども園へ移行しようとしていますが、計画内容及び実施時期についてお伺いいたします。

公立保育園等施設整備計画の中のスケジュールによりますと、認定こども園への移行は、令

和元年度中に関係団体宛て説明会を開き統合の了承を得たのち、令和2年度には施設基本設計及び実施計画を策定し、令和3年、4年の2か年をかけて、施設整備を完了。令和5年度には認定こども園の運用を開始するとされています。

さらに、この計画を変更することになった場合は、令和2年度中に見直すとも記されています。

以上のとおり、本市では市立認定こども園施設整備計画等を策定し、今年度当初予算の中で、認定こども園整備に関する基本設計委託料550万円を計上しております。

そこでお伺いします。つくし、にこにこの両園を統合し、認定こども園へ移行する計画策定内容及び整備実施時期について、いかにお考えかお伺いをいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 認定こども園化に向けた計画及び実施時期についてお答えいたします。

公立幼稚園、保育園の統廃合に関しましては、平成30年2月に公立保育園等施設整備計画を策定し、当該計画の内容に沿った形で、統廃合を推進してまいりました。

現時点におきましては、認定こども園化に向け、今後の人口動態等を加味した基本設計部分を業者に委託し、費用対効果に特化した概算事業費やスケジュールなどを精査しているところでございます。

具体的な実施時期につきましては、来年度は、認定こども園化に向けた実施設計部分の策定を行い、工期は令和4年度から2か年程度を見ております。令和6年度からは、認定こども園の運営ができるものと見込んでおりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 一通り御答弁をいただきました。

計画に当たっての、そうしますと、前に出されました、この認定こども園等施設整備計画、これに沿った計画で進めているところには変更ないと理解してよろしいでしょうか。

はい。そうしますと、令和5年度には認定こども園の運用を開始すると、これも間違いありませんね、はい、分かりました。（「6年度から」の声あり）

そうしますと、この公立保育園等施設整備計画の中では、令和5年度には認定こども園の運用を開始すると記載されておりましたが、これは1年そうすると遅れるということなのですか。ではなぜ1年遅れるのかその理由についてお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 計画のスケジュールに変更を生じた理由でございますが、まず中山議員のおっしゃるとおり、公立保育園等施設整備計画におきましては、今年度中に基本設計及び実施設計の予定でありました。

平成30年3月の議員全員協議会の説明では、最短のスケジュールとしてはと前置きを置いて申し上げたと聞いております。

今年度は、そのスケジュールどおりに進めたいところでしたが、想定していた以上に、基本設計及び実施設計に係るボリュームが大きいことが分かりまして、1年では策定できないとの判断をし、設計自体のスケジュールを2か年度に分けたところでございます。

公立保育園等施設整備計画の段階では、このやま保育園と、あいのわ保育園の開園が予定されていなかったことと、つくし幼稚園の園児を受入れながらの改修が想定していた以上に大規模改修になるなどが挙げられます。

新たな2つの小規模保育所の受入れ人数や、今後の人口動態等を考慮した上で、待機児童を発生させないことはもとより、逆に無駄に大きい施設にならないようにする。併せて、在園児の安全の確保も必須であることから慎重に進めることを優先させていただきたいと思っておりますので、御理解いただけますよう、よろしく申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） そうしますと、今年度当初予算で計上した550万円の委託料、これも今年度は、全部を使用しないということでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 今年度計上しております550万円につきましては、実際の契約としては517万円ということで、こちらは消費税込みとなっておりますが、こちらはあくまでも基本設計の委託料となっております。

したがいまして、来年度については、実施設計の部分での当初予算での計上を予定しているところでございます。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） では1点目は一応理解をいたしました。

時間もないものですから、では次の2点目に入りたいと思います。

2園統合に要する概算事業費とその財源内訳をお伺いします。つくし幼稚園へにこにこ保育園を統合し、認定こども園とするには、つくし幼稚園の増改築が必要と存じます。

つくし幼稚園の現状は市長も御存じのとおり、平成6年に新耐震構造として建築したもので、床面積が1,604平米ほどを有します。利用定員は115名のところ、現実には60名であることから、大きく定員割れの状況にあり、空き部屋があることも事実であります。

そこへ、にこにこ保育園の現在の園児112名を受け入れるとなれば、園児数総数172名になりますから、利用定員を57名オーバーすることになります。

さらに、その中にはゼロ歳児、現在は8名も含むことから、園児室に加え、乳児室やほふく

室、給食室等の増築が必要になるものと存じます。

市が策定した保育園等施設整備計画の中の認定こども園の施設整備スケジュールの中では、令和3年度着工、翌年度完成とされていますが、先ほどの答弁によりますと、1年これはずれるということになるわけです。

そこでお伺いします。個人が住宅等を建てようと計画したときにもまず、工事費にいかほど要するか、さらにその資金調達の見通しが立たない限り、その夢はかなうものでありません。

本市が樹立した建設計画は、確かなものと存じますことから伺いますが、認定こども園設置に要する概算事業費とその財源内訳をいかに見積もられているか、御答弁をいただきたいと存じます。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 認定こども園整備に係る概算事業費とその財源内訳についてお答えいたします。

概算事業費につきましては、様々な手法、工法があることから、現在のところはできるだけ財政支出を抑える方向で検討、精査しておりますので、さらに計画を詰めた段階で改めて金額をお示しさせていただきたいと思っております。

先ほど課長のほうから答弁があったように、ゼロ歳児から2歳児までの受入れ施設が2つもできましたので、改めて広いものがあるのかとか、その検討を今させていただいております。

それによったら全然財源というか費用が違ってきますので、その辺を考慮させる時間をちょっといただきたいと思っております。

また、財源の内訳につきましては、公立の保育園や認定こども園の施設整備に対しては、国からの補助メニューが全くありませんので、全額市が負担することとなりますので、その辺は御理解いただきたいと思えます。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） この公立保育園等整備計画、これは平成30年の2月に策定しているが、いまだこの内容で定まらないところがあるというのは、ちょっと私は、事務的に、計画的に不手際があったのではないかと思います。どうしてそう、この計画から遅れるのか、また、総事業費も分からないまま、実施設計を発注するというのはいかかなものかなというのを、私は考えているんです。

大枠このぐらいの中で、こういう施設を造ってもらいたいというような設計を発注するのが、これは発注者の大きな考えではないかと思いますが、その辺のところ、具体的な金額も規模も示さないまま、今、業者に発注しているのでしょうか。ちょっと理解できませんが答弁いただきたいと思えます。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 概算事業費につきましては、今年度、令和3年3月中には、基本設計のほうがまとまりますので、その前には方向性自体は見えてきますが、実際の建設事業費等につきましては、令和3年度中に実施設計が策定されますので、その時点の早い段階で、議員の皆様にはお示しさせていただきたいと考えております。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 当初の計画からは既に1年遅れになっていますので、さらに遅れを来さないように今、万全を期していただきたいとそう希望します。

それでは、3点目の質問です。統合により廃止されるにこにこ保育園の施設及び跡地利用について伺います。

現在のにこにこ保育園は、平成14年3月に完成したもので、築後18年の、いまだ真新しさの残る施設であります。構造は木造平屋建て、新耐震造で、床面積1,180平米ほど、その敷地面積3,416平米ほどありまして、全面積市所有地内に建てられていることは市長御存じのとおりであります。

ただ、危惧される場所は、ハザードマップ上、施設全体が浸水想定区域内にあり、最悪の場合、隣接する海洋センターを含め、水深10メートルないし20メートル水没するであろうとされる区域内にあることであります。

以上のような環境の中にある同保育園の施設と跡地をいかに活用されるお考えか伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） にこにこ保育園の閉園後における建物と跡地の利用についてお答えいたします。

にこにこ保育園は、平成14年4月に開園し築18年が経過しております。当該保育園の建設に際しましては、国庫補助と県費補助を活用したことから、木造建築物の耐用年数である24年の間に用途変更した場合には国庫補助金等の返還が求められる可能性もございます。

また、にこにこ保育園は、ハザードマップ上における浸水想定区域に位置していることから、このたびのつくし幼稚園との統合計画に至ったところであり、それらを踏まえ閉園後の当該建物及び跡地利用に関しましては、庁内組織である公共施設等再編整備検討委員会において議論してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） これは統合の計画案があった時点で、にこにこ保育園は、もう廃園になるということが決定するわけですから、それを見据えた中でこの廃園になったにこにこ保育園をいかに利用するかということも、併せてこれは計画すべきではないかと私思っています。

例えば、先ほどのお話、例え話をしましたが、個人がうちを建てる場合でも、今あるうちはどうするかと。そういうことを考えて、じゃあ売れるか、誰かに人に貸すか、どうするかといったら、それでもって、例えば売却できれば、それでもって新しい家屋の資金の一部にするかとか、そのような計画を立てた中で、次の新しい事業の着工にかかるのではないかと思います。

いまだ具体的にはないというのは、あまりにも私は無策ではないかと思います。ただいま、市長答弁のとおり、これは職員の方々の知恵をいただいて、集めまして、最大限有効利用をするよう希望いたします。

先ほど言ったように、ここはハザードマップで10メートルから20メートルも、この水没することになっていますので、少々その利用には、制限があるかもしれませんが、建物はおよそ360坪もありますし、あそこは通風採光、交通の面からも利用希望者が多いのではないかと、私が一つ考えたのは、建物は、市営住宅にしてはいかがかなというふうな感じも持ったんですが、ただ、今言ったような危険性もありますから、非常に難しい面もあります。様々な意見があると思いますので、ぜひこれは、有効活用されるよう、希望いたします。

では続きまして、同じこの項目の中の4点目についてお伺いします。

認定こども園の設置を見据えた中で、つくし幼稚園近くにある公衆用的役割を果たしているトイレまで解体撤去する理由について伺います。

つくし幼稚園を認定こども園に施設替えするには、建物と敷地を拡張しなければならないことは承知しています。その敷地造成のために隣接する荒川体育館の解体に要する事業費の予算は既に議決済みであります。

当体育館は築後50年を経過していることから、老朽化が進んでいる上、耐震基準を満たしていないということもあり、数年前から解体に向けて準備が進められていることも存じております。

いよいよ解体の工程が決まったことから、去る10月に、大金自治会内住民にそれを知らせるための文書を回覧で見た中で、トイレまで撤去することに驚いていることから、今回の一般質問に加えたものであります。

このトイレは、体育館の附属施設として設置したとのことでありますが、解体する体育館とは少々離れた位置にある別棟であり、市道に面していることから、設置当時から一般公衆用トイレとしての役割を果たしているところでもあります。さらに、幼稚園児の送迎の際、保護者等も多く利用されているのが現状であります。

当施設は、真新しさが残り水洗化されていることから、当分の間修繕等の必要もありません。認定こども園の敷地造成のためとはいえ、その全体計画がいまだ定まらない中で、使用中のトイレまでなぜ解体しようとするのか、その理由を伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 荒川体育館トイレの解体理由についてお答えいたします。

荒川体育館隣接のトイレにつきましては、平成5年度のつくし幼稚園建設当時、道路拡幅工事により、既存のトイレが解体された際、荒川体育館外用トイレとして新たに設置したものであり、建設から27年ほど経過しております。

トイレは水洗化されておりますが、経年劣化により外壁や便器の一部が損傷しており、更新時期を迎えている状況でございます。

このたびの解体につきましては、認定こども園の設置を見据え解体するもので、大金、東原自治会に対しては、体育館・トイレを解体し、更地にすることで、回覧をしてお知らせしています。

認定こども園の具体的な設置計画は検討中でございますが、荒川体育館につきましてはトイレ等も含めた敷地全体を更地とする計画でございますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

トイレは、もしもでしたら、駅前のトイレもありますので、利用価値はあるのかと思いますので、そのようなことで対応していきたいと思っています。

トイレを実は結構掃除とかいろんな意味で公費がかかりますし、冬場は凍ってしまったりとか対応がありますので、できましたらそのように統合していくことも必要かと思っておりますので、その辺のところを加味していきたいと思っておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） そうすると大金駅前まで我慢して行きなさいとこういうことですか。

市長も御存じのとおり、庁舎の南側の町民公園の中に公衆トイレがありました。あれも解体したまま、いまだ復旧しません。この今ある、荒川体育館隣の、もう実質的にはこれ公衆用トイレです。これも、解体しようとする、そのことについては、私は絶対反対で、どう言おうとも私はこれに対しては納得できるものではありません。

さらに、トイレ近くにある、今まではもう大木になったケヤキがありますが、これも市のシンボルでありますから、この伐採には絶対反対であります。

以上を申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

大きい2点目の質問を申し上げます。旧南那須武道館の解体撤去時期について伺います。

本武道館は、平成23年3月、東日本大震災により被災し、復旧不可能と判断されたことから、解体を決定して以来既に9年余り経過していることは市長御存じのとおりであります。

この武道館は、借地上にあることから、早急に解体し不要な土地は返還すべきと、一般質問の中で私は既に3回繰り返していながら、全く進展がありません。

これまでの質問の経緯を申しますと、1回目は平成29年6月定例会一般質問であります。2回目は、平成30年12月定例会一般質問。そして、3回目は平成31年3月定例会の際に行っております。しかし、何ゆえ進展しないのか私には理解できないところであります。

震災から既に9年余り、前市長から川俣市長に引き継いでいながら、武道館に限りなぜ処理できないのでしょうか。そこで今回は、南那須武道館解体時期と借地返還をいつまでに実行するか、明解な御答弁を求めます。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） ちょっと質問が最後に非常に限定的になってしまいましたので、その点については、この後、別な担当がお答えすることにしたいと思います。南那須武道館の解体撤去時期等についてということでお答えします。

旧南那須武道館の解体時期につきましては、議員の御存じのように令和2年度を予定しておりました。しかしながら、つくし幼稚園とにこにこ保育園を統合した認定こども園の設置に伴う、先ほどの質問にありましたように、荒川体育館の解体を優先するという事で予算措置をそちらに振り替えるという形になっております。

今後、令和3年度の解体に向けて準備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

解体の委員会等については、私の範疇を離れてしまいますので、答弁は控えさせていただきます。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） これは平成29年度の予算で解体設計料123万円をかけて積算をしていますね。しかし、もうあれから3年も過ぎていきますので、再度積算見積りをしなければならぬと思っていますから、当時の委託料は無駄金になります。そういうことを、全くこの無視した中でのこの解体延長というのは私も全く理解できないところです。

さらに、借地料というのは弓道場、吊り橋のアンカー用地を含むものの、年間116万8,000円ほど支払っているわけです。今、震災から既に9年余りも過ぎていきますので、ぜひこれは、早急に解体すべきだと思います。さらにこの用地については、借地については、どのように考えているのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 来年度に向けて、今、解体に向けては調整しております。用地につきましては、武道館の敷地については、地主に返還するという事で進めてまいります。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） そうしますと、私も図面上これを計算しますと武道館の敷地という

のは、約2,600平米ぐらいになるんじゃないかと思います。そのほか弓道場、駐車場、吊り橋のアンカー等があるわけですが、武道館敷地の部分だけを、今回はこれは分割して返還すると。この手続については、どの程度進んでいるのでしょうか。これは解体と同時に、事務的な手続もできるのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 敷地内の地権者への地代については110万円ほどでございました。今回の敷地部分を除くと半分ぐらいになりますけども、当然、弓道場にも地権者の部分が入っているという部分でその分割につきましては関係課とよく協議をしていきますが、今年度は地主とも来年度のそういった工事についても、地主を訪問しまして、再度その辺の御説明もしてまいりたいと思いますので、詳細については、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 1点再質問しますが、なぜこの地主との交渉が進まないのか。

繰り返しますが、これは使用できなくなったと決まってから9年間無駄な借地料を払い続けているわけです。にもかかわらず、いまだ進展しないというのは全く理解できない。これは例えば個人が借りていたらそんな、いつまでも放置するはずありません。

これは行政だから自らのお金を出しながら、このような方法でいつまでも延ばしているのではないか、私は思っています。それと荒川体育館の解体を先行したと言いますが、それよりもまず、私はこの解体の、既に決まっている旧武道館を先行すべきではないかなと私は思っています。この辺のところをなぜこう判断したのか、お伺いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 昨年の災害を受けまして、やはりあの位置に保育園を維持することは難しいと考えましたので、早めに統合をさせ認定こども園化したいと思ひまして、その準備として取りかかったことで御説明を何度かして、皆さんの議決をいただいたと思ひしておりますが、その辺のところの説明が足りなかったのかと思ひ、もう一度改めて皆さんに昨年の災害を思ひ出していただきたいと思ひます。

あのところに敷地を持っている保育園というのは、かなり危険がありますので、そのために早めに荒川体育館を解体させていただき、その後にということで、予算づけを武道館の分を回させていただいた経緯を皆さまに御了承いただいたと思うのですが、その辺のところの話し合いだと思います。

確かに武道館のほうは9年も滞っていたことは私も事実として分かっております。私になっても3年間滞っておりますので、その中に1年延びたのは、災害の理由だということに加味していただけたらありがたいと思ひます。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） ここにこ保育園をあそこに建てる時、これは災害の心配がないかということで議会の中でも相当異論がありました。しかし当時の町長はぜひここに建てたいということで、議会もやむなく同意して建設になったわけでありましたが、いずれにしても体育館の解体と借地の返還については速やかに処理されるよう希望します。

では次に、3項目めの質問、歴史民俗資料館の整備計画についてお伺いたします。

本市の民俗資料館は、南那須、烏山の両館があったものを、東日本大震災により被災したことなどから、復旧不可能との判断により解体され、以来9年余り過ぎたところであります。

解体の後、新館を烏山民俗資料館跡地に、図書館の機能を兼ね備えた資料館として建設しようとする計画案があり、議会に説明がありましたが、当時は、学校教育関係事業や、震災復興事業等優先事項があったことから、資料館建設は頓挫したまま今日に至っております。

烏山、南那須両館の資料は現在、旧七合中学校校舎を収蔵展示室として保管されていることから、過日、文教福祉常任委員会が担当職員の案内を受け、管理状況を一見したところ、現状では一般公開できる状態ではありません。

私は両館を解体する以前から内部展示品を見ておりますが、そのほとんどが市民等から寄贈されたもので、今もその名前がついております。

今のこの保管所を見て私がまず思ったことは、寄贈者が我が家の家宝のように、大切に保管していたものを市に委託して長く展示し、広く郷土の歴史を知ってもらいたいとの思いから、市に管理を委ねたものと存じます。にもかかわらず、震災以来9年余り過ぎた中で、ほとんど公開することなく放置させてよいものでしょうか。

公共施設等総合管理計画の中で資料館の今後の方針を見ると、新館建設は極めて消極的であります。市の執行部の皆さんの中には、本市の歴史資料に深い関心をお持ちの方がおられないのでしょうか。

旧南那須町が定めた町民憲章の中の一節に、私たちは歴史を尊び、文化を高めますと、うたっております。先祖から引き継がれた様々な歴史的資料を保存し後世に伝えることも、市長、教育長の使命と存じます。このことをいかにお考えでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 歴史民俗資料館の整備についてということでお答えいたします。

本市の歴史資料館につきましては、議員の御指摘のとおり、平成26年度に新たに歴史資料館基本計画を策定いたしました。平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画において、財源等の見通しがついた段階で改めて検討を行うといたしまして、資料館新設事業が凍結されております。現在でもそのままになっております。

しかしながら、本市には貴重な歴史的財産が多数存在することから、これらの財産を未来に向けて保存しながらも、郷土愛の醸成に鑑み、現況でも可能な限り活用するためにも公開展示に努めるべきであると考えております。

新資料館の設置につきましては、資料館は調査、整理、展示、活用が可能な施設を計画しておりますが、現在は、旧向田小学校を資料の整理施設、旧七合中学校を保管施設として活用しております。

市で所有する歴史的財産の公開活用に向け、旧七合中学校では収蔵品を収蔵しながら展示する収蔵展示室を一部設けるとともに、希望する学校へ見学や短期貸出しなどで対応しております。

旧向田小学校においても、仮設展示室を設け、学校見学や体験事業に対応しております。

また、古文書など簡易な展示施設に対応が難しい資料等は、温湿度管理のできる、旧七合中学校特別収蔵庫にて保管しており、これらは薫蒸などによる、防虫、防カビ対策を実施し、適正な保存管理に努めております。

市といたしましては将来的には、新資料館の設置を目指しておりますが、当面は旧七合中学校と旧向田小学校の仮設展示を活用した収蔵品の一般公開を進めてまいりたいと思っております。

私が教育長に就任してすぐの議会で新資料館の建設が凍結ということで、私も青写真とか、指示のものを見て、非常にいいものができるんだなと思ってた途端に次の議会で凍結ということになってしまって、ちょっとがっかりしたことを思い出しますが、教育委員会としては新設を諦めているわけではございませんので、ぜひ、中山議員には力強い御支援をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） こういった歴史的な資料につきましては、その人によりその価値観、見方が違いますので、なかなか難しいところがありますが、ぜひこれは教育長この資料館の建設に努力を願いたいと思います。

旧七合中学校に保管されているあの資料を、寄贈された方が見たら相当これは私失望すると思います。涙が出る思いがするんじゃないかと、そう思っていますので、ぜひこのことは重く受け止めて、資料館建設について、これは川俣市長も努力されるよう希望いたします。

では、次の4項目めの質問、学校教育について3点、教育長から御答弁をいただきたいと思っております。

まず、1点目、子供たちに読書意欲を促す方策を伺いたいと思います。この質問は、ただいまの同僚議員からもありましたが、私からは少々別の観点から質問させていただきたいと思

ます。

幼児から大学生に至るまで読書離れが進んでいることが新聞報道されていることは、教育長も御存じのとおりであります。昨年度調査した結果、月に1冊も本を読まない子供の割合は、小中学生とも前年度よりいずれも高くなり、本を読まなくなっております。

そこで、栃木県の教育委員会では、読書活動を促すため、昨年、子供の読書活動推進計画を策定しまして、その中で令和2年度の不読率、本を読まない率を小学生2%以下、中学生10%以下と設定しているものの、目標達成するには極めて困難と思っております。

本市には図書館が2館あるほか、各学校にも図書館を設けていることから、それを合わせればあらゆる図書が読めるはずであります。

読書環境は既に備わっていることでありますから、要はいかにして本に関心を持たせるか、それには、教育委員会と家庭の創意工夫が必要と思っております。

さて、今から6年ほど前、田代教育長就任当時、これは平成27年4月のことでありますが、そのときの新聞の中で人物紹介の記事が載りましたので、それを拝読させていただいたところ、田代教育長の趣味は読書と散歩と記載されておりました。

子供たちの読書離れは、今日に始まったことではなく、当時の新聞にも本を読まなくなった子供たちの対策が問題視されていたことから、読書を趣味とする教育長の就任は本市にとりうってつけと思ったところであります。

そこで伺います。本市小中学生の読書意欲をかき立たせるために、田代教育長には、いかなる方策をお持ちでしょうか、お伺いします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 読書活動を促す方策についてお答えいたします。

報道にありましたように、読書離れに拍車がかかっていることにつきましては、大変危機感を持っております。

10月27日の読書の日から2週間、読書週間が設けられ、学校においては児童生徒の主体的な活動を中心として、様々な行事を設定し読書活動を推進しております。

本来なら、多くの児童生徒が早い時期から読書にはまり、心豊かに生活できることが望ましいと考えております。読書が好きになるタイミングや、よい本との出会いは人それぞれであります。一度好きになると読まずにいられなくなるほど、はまる人もおります。しかし、読書は人から強制されても、御褒美を与えても、自分の中での趣味の一つにはなりにくいと考えております。

そこで、国語科の言語活動に位置づけ、読書をし、それを紹介し合う活動などを通して、読書への興味関心を高めたり、多読者を表彰したりするイベントを実施することで、読書の時間

を増やしたりする方策を行っております。

多くの児童が読書を趣味の一つとして楽しめるよう、今後も各校の創意工夫を生かしながら推進してまいりますので、御理解いただきたいと思っております。

1例ではございますけれども、夏休み等に読書感想文等の提出を求めていますけれども、今年度につきましてはコロナの影響で夏休みが16日間ということで、いろんな行事その他提出物について各学校の対応で制限を設けてきておりますけれども、次年度等に向けて読書感想文等に、1例を挙げれば上三川町では読書感想文の書き方講習などをやっているんです。そういった部分につきましても、情報共有しながら、お手伝いいただける部分はお手伝いいただきながら、読んでそれをまた感想をまとめるということが、また一つの人生経験の大きな部分でもございますので、そういったことを今後また計画をしていきたいとそうように考えておりますので、御支援のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 教育長には、繰り返しますが読書が趣味なんですから、この読書の楽しさ、面白さをぜひ小中学生に御教授願いたいと思います。

そこで二、三、お伺いをしたいんですが、先ほど申し上げた、県の教育委員会ではこの一つの読書活動の推進計画を作成しまして、小中学生の不読率を小学生2%以下、中学生10%以下と設定しているわけです。

そこで、本市の小中学生にも目標値を示しているのか、もう1点ですよ、現在の小中学生の不読率、本を読まない率というのはどのぐらいあるのか、この辺のところは調査されているのか、このことについてお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 小中学生の不読率につきまして、各学校で統計を取っているかと思っておりますけれども、図書カード、ですから、家で読んだ本については全クリサーチできておりませんけれども、図書館での利用については、各校で統計を取っておりますので、後日またお示ししたいと思っております。

不読率の達成、2%、10%について、特別、本市教育委員会から学校にこのようにやれというふうな数字的な指示は出しておりません。ただいずれにいたしましても、不読率、ただあまり強力に指示を出すと図書館に連れて行って必ず1冊借りてくださいみたいなことが、実際に往々ある部分もございますので、それでは、ちょっと馬を水辺に連れて行っても飲まずことはできないじゃなくて、無理やり飲ませるような話になってしまいますので、もう少しいろんな方策を考えて、不読率の減少に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） ぜひ、本市の小中学生の不読率についても調査をして、それが県平均、まだ全国平均にしていかがなのか、そこら辺も検討し、もし悪いとすれば、その辺のところは、よくなるよう努力すべきと思っております。

次に、学校図書館への司書配置について、お伺いをいたします。

学校図書館法の中では、全ての学校に図書館を設けなければならないと定めてあります。その図書館に司書教諭とそれを支援する学校司書を配置する規定があるものの、学校規模により一部は努力義務となっているようであります。

学校司書は図書館に常駐して、蔵書管理や生徒たちの学習の手助け、読み聞かせなど、図書館を通じ学習を支えるなど重要な役割を担っているわけであります。

本県の公立小中学校図書館で学校司書の配置率は、これは二、三年前の数値であります、小学校で65%、中学校は58%、全国平均をやや上回っているとのことであります。

そこで本市では、小中学校7校の中で、学校司書配置は、烏山中学校のみでそれも兼務職であります。宇都宮市は学校司書を小中全校に配置して以来、読書率は飛躍的に上昇し、全国平均の3倍になったと報じられております。

1冊の本の本との出会いから、人の将来を変えることもありますから、子供たちに読書の喜びなどを知らせるために、教育長は学校司書を全校に配置するよう努力すべきと存じます。

このことをいかにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） ありがたい質問ですが、お答えしたいと思います。

学校図書館法第6条には、学校には司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童または生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）を置くように努めなければならない、議員がおっしゃった努力義務ということになっております。

本市では現在、烏山中学校に事務職員も兼ねて学校司書を1名配置しております。図書館に専門のスタッフがいることで、図書館運営がスムーズになったり活発化したりすることは間違いございません。それが、児童生徒の読書意欲の向上にもつながることと考えております。

人的配置につきましては、各校とも協議しながら検討してまいりたいと思っておりますし、各校と検討というよりは、財政当局と話し合いを進めながら拡充に努めてまいりたいと思っておりますので、どうか議員には御理解いただき、また、御支援いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 各学校への司書を配置ということになりますと、なかなか人件費等も難しい部分があるかもしれませんが、これは子供たちの読書力を高めることであります。読書力を高めれば、様々な知識がつきます。これは人と、会話をしているもこの会話の文言の使い方で、あつ、この人は相当本を読んでいるな、学力があるな、学識があるなというのは感じるわけです。

実はそういった面で、私はいつもこの読み原稿を執行部の皆さんに渡していますが、極めて文章の成り立ちはひどいところがあって、本来ならこれはお渡ししたくないところなんです、それを敢えてお渡ししているわけですから、その辺のところも御理解をいただきたいと思えます。

いずれにしてもぜひ、これから、この司書配置については、さらなる努力をされるよう期待申し上げます。

それでは、最後の、芸術文化に関する授業をいかに実施されているかお伺いをしたいと思います。

文部科学省が策定した学習指導要領の中で、美術等に関する授業時間は学年により異なりますが、年間、小学校は60時間程度、中学校35時間程度ですから、総授業時間に占める割合は、3ないし6%と決して多いとは申せません。

その指導の成果として、市内小中学生が全県的に主催される絵画や書道コンクールに出展し、入選した新聞記事を目にすることは嬉しい限りであります。

そこで、この1年間ほどの成果を見ますと、まず、平成31年1月7日付けの新聞によりますと、下野教育書道展では、応募数7万5,000点ほどあったうち、市内小学生の中で金賞4点、銀賞8点、銅賞5点、計17点が入選しております。

次の年も同じ書道展でもって、金賞が2点、銀賞が8点、銅賞が26点、合わせて、36点が入選しております。

さらに、絵画の部では、平成31年1月7日付けによる新聞報道によりますと、全国こども絵画コンクールでは、応募数、これは11万5,500点ほどあった中で、江川小学校2年生の作品が銀賞になりまして、これは名誉なことで、パリ、ルーブル美術館に展示されたそうであり、これは金賞と銀賞の作品が、ルーブル美術館に展示することになっているそうです。

平成31年2月付けの新聞報道によりますと、下野教育美術展、これは絵画、版画、デザインと一番大がかりな美術展なんです、ここでは烏山中学校の生徒が準特選が1点ありました。そのほか、金賞9点、銀賞が17点、銅賞が38点、計65点が入選しております。

今年の2月付けの新聞によりますと、同じ美術展では出展数17万8,000点ほどあった中で、金賞1点、銀賞が13点、銅賞が23点、合わせて37点が入選しています。そのほか、幾つかのコンクールありましたがその中には入選者がなかったようであります。

以上のとおり市内小中学校の中では、美術に関する授業成果が上がっていると思われませんが、市内7校の入選者数を比較すると極めてこれはばらつきがあります。これは生徒数を考えてもです。その原因は指導する先生の力量によるものではないかと私は考えております。

教育長御存じのとおり、学校教育の中で小中学生当時から芸術文化に関心を高めることは鑑賞能力に加え、感情豊かにするものと存じます。

そこで、芸術文化に関し、教育現場ではいかなる授業を展開されているのかお伺いをいたします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 芸術文化に関する授業を学校でどのように行われているかという御質問にお答えしたいと思います。

学校では、学習指導要領に基づく教育活動を確実に実施することが責務であります。芸術文化部門においてはその活動の延長上に各種コンクール等がございます。

コンクールの中には書道展、絵画コンクールなど、学校の授業で行った作品を出品する種類のもの、学校の授業内容ではなく、合奏コンクールなど、部活動の成果を発表する種類のもの、また特定企業の主催するコンクール等で、個人の活動により参加する種類のもがございます。

それぞれのコンクールにおいてすばらしい成績を収めることは、児童生徒にとって大きな喜びになるとともに、将来の進路に影響を与えることもございます。その意味でも各学校におきましては、各教科等の指導と同様、芸術文化部門につきましても、熱心に指導、助言しているところでございます。

しかしながら、今年度において、コロナ禍における臨時休業が長引き、実施しなければならない教育活動の時間の確保が難しい状況でしたので、各種コンクールへの参加も少なくなったものと考えております。

今後も児童生徒の発達段階も考慮しつつ、芸術文化部門の指導、助言に力を入れてまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 1点申し上げますが、学習指導要領の中では以前から、芸術文化作品の鑑賞活動として、地域美術館の活用が盛り込まれております。

県内にも美術館があります。さらに2020年度からは学習指導要領の中で、主体的、対話的で深い学びを生み出すとされています。

そこで、この美術館でのアート作品鑑賞こそ、豊かな人間性や思考力を育む教育の場に最適と存じます。私は年2回ぐらいは東京上野の美術館に行つてまいりますが、そのときに学習授業の中で来館している生徒の団体に毎回出会います。本市もぜひ本物の美術展示品を鑑賞させることとしてはいかがでしょうか。

このことについては、現在そのようなもの、美術館の鑑賞、そこまでやられているのか、また、こういった計画があるのかどうかについてお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 美術館等の鑑賞につきまして、現在は、修学旅行等で行ったときに近隣のそういった文化施設等を観覧するというようなことを行っております。

議員も御存じのように、隣の那珂川町、それからさくら市等には美術館等が、また、資料館等がございますけれども、本市には残念ながら山あげ会館、正式な博物館ではないんですが、一応登録だけはしてございますけれども、そういった形でしかございませんので、今後遠足等も少し足を延ばせるのであれば、美術館があるようなところを入れるような形をつくっていきたく、実際にそのように考えておりますので、また、予算的にやるかどうかちょっと難しい部分もございますけれども、少なくともやはり実物を見る、また、そういう雰囲気、博物館等の静寂の中で時間を、そういうところで、何ていうんですか、鑑賞する時間を有するという事は非常に有益なことだと私も考えておりますので、今後、遠足その他、修学旅行も含めて、そういったものができるか、また特別に、そういったところに行くこともできないのかというような、特別展等あれば考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 先ほども申したように、東京都の美術館へ行きますと、子供たちが集団で来ているんです。それで、みんな真剣になって鉛筆と1つの紙、帳面を持って一つ一つを見ながら感想を書いているんです。すばらしいと思います。ああいった、教育委員会、学校の、羨ましいな、相当美術に対しても理解のある学校、教育委員会だなというのを私は感じておりますので、これからもぜひ、教育長、そういった本物を見せるよう努力を願ひたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（久保居光一郎） 以上で、15番中山五男議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を午後1時10分といたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時10分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、先ほど、一般質問において、村上議員の質問に対し答弁漏れがありましたので、水上健康福祉課長から追加答弁がございます。

水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 先ほどの村上議員の一般質問の中で、健康福祉課に関する新型コロナウイルス感染症対策費について答弁漏れがございましたので、お答えさせていただきます。約1,030万円ということでございます。この中には当然備蓄分も含まれているということを申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 通告に基づき1番青木敏久議員の発言を許します。

1番青木敏久議員。

〔1番 青木敏久 登壇〕

○1番（青木敏久） 皆さんこんにちは。議席番号1番青木敏久でございます。久保居議長より発言の許可をいただきましたので発言させていただきます。

12月1日、今日は映画の日ということでございます。1896年、明治29年に日本で初めて神戸で映画が一般公開された日でございます。映画といえば全国公開中のアニメ『劇場版鬼滅の刃無限列車編』の興行収入が275億円に達したという空前の大ヒットを遂げております。

私も過日、どんな映画かなということで見えてまいりました。その中でやはり印象に残った言葉がありまして、「生まれついて人よりも多くの才に恵まれた者は、その力を世のため人のために使わねばなりません」、「弱き人を助けることは強く生まれた者の責務です」と、こんな言葉がございまして大変印象に残っております。まさに、ノープレスオブリージュということであろうというように感じてまいりました。

今日の質問ですが、魅力度向上対策、少子化対策としての前から座ろう条例策定について。ごみ集積場の整備及び高齢者ごみ出し支援について。

以上でございます。質問席から質問させていただきます。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） では、質問に移らせていただきます。

平成31年の栃木県に関するイメージ調査では、栃木県のイメージについて、分からない、特にないとの回答が34.8%に上りました。実に3人に1人の割合でございます。また、今

年の都道府県魅力度ランキングでは、最下位に転落いたしました。印象が薄く、前に出られない県民性が指摘されております。本市の魅力度アップ対策についてお伺いたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 本市の魅力度アップ対策についてお答えいたします。

本市は、那珂川や荒川などの豊かな自然環境に恵まれており、烏山の山あげ行事、塙の天祭、長家ヶ平官衙遺跡、烏山城跡、烏山和紙などの歴史・伝統・文化、龍門の滝、アユや八溝そばなどの食資源など、多くの魅力がございます。これらの魅力を市外へ広く発信するため、シティプロモーションを推進しております。

本市におきまして、これまで、定住促進特設サイトやSNS等による情報発信、イメージキャラクターやキャッチフレーズの活用による魅力向上、移住フェアへの出展等による市外へ向けた認知度向上などのシティプロモーションに努めてまいりました。

また、本市出身者のお力添えにより、本年9月の週刊漫画ゴラク『江戸前の旬』では、本市の那珂川のアユを使った山椒炊きアユ料理が紹介されております。議員の皆様の中でも食していただいた方がいらっしゃると思います。

また、株式会社KADOKAWAのコミック『ざつ旅』、この本になります。この中ではJR烏山線を利用して那須烏山市を訪れたというお話が掲載されております。これは実は東京駅に全国から13か所が選ばれて、ポスターとして貼られておりました。その期間が終わって今は山あげ会館の玄関に貼られておりますので、もしもよかったですら皆さん見てください。思いのほかすてきに那須烏山市が描かれております。

その『ざつ旅』の中で紹介されていますのが、JR烏山線を利用して本市を巡り、龍門の滝、どうくつ酒蔵、烏山城跡、もり食堂のそばなどが取り上げられており、全てこの作者は歩いて、回っております。まちのいろんな建物がきれいな描写で、とてもこの建物かなと思うほどすてきに描かれています。

このようなことから、シティプロモーションを効果的に推進するためには、市が主体となって事業に取り組むほか、市民や本市出身者、関係団体が、本市への愛着や誇りを持ち、本市の魅力や情報を自ら積極的に発信していくよう行動意欲を高めることが重要であると認識しております。

このため、本年度から市民がInstagramを活用して、本市の魅力を発信するSNS情報発信事業により、本市の認知度向上を図るとともに、魅力を知っていただく機会を創出しております。

また、今日の広報お知らせ版に載せていただきましたが、とちぎテレビに12月3日に、この当市を撮影場所とした旅行案内を放映させていただくこととなります。撮影した日は11月

11日で、とても天気がよかったので、皆さんも、改めて那須烏山市の再発見になるかと思えますので見ていただくとありがたいと思います。

さらに、シティプロモーションの活性化を図るため、関係団体等を対象に、魅力向上や情報発信等に関する意見交換会の開催や、移住者や市外在住者などの視点を活用した新たな魅力の発見に取り組む必要があると考えております。

引き続き本市の様々な魅力を生かした効果的な情報発信に努めるほか、市民や本市出身者、関係団体等と連絡を図りながら、本市の魅力度向上に取り組んでまいりますので御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 今、本市の魅力を市長のほうから思う存分発信していただきまして、ありがとうございます。

シティプロモーションに本市が力を入れているということを十分理解しておりますが、現状を見ると、前回もお話しましたがけれども、ふるさと大使については休止の状態。また、地域おこし協力隊も思うように隊員が集まらない状態。そしてSNSを使った魅力発信ということになりますと、なすから特派員が孤軍奮闘といいますか、頑張っているという事だと、どうしても、情報発信について弱い感じがいたします。

先ほど冒頭に申し上げたとおり、栃木県に対するイメージは、関心がない、特にイメージがないというのは、これはもう大問題であって、せっかく知事選でも魅力度ということは争点になりましたけれども、いいものを持っていても、発信力がなければ全然光らないということなのでこの発信力を強めるために今、市長答弁の中でもう少し本市出身者ということで述べられましたけれども、前回私質問の中で、せっかく学生応援のふるさと便で、学生とのつながりができたので、その学生を利用してという語弊があるかもしれないですけども、学生とのつながりを持って情報をどんどん拡散していただく。また、本市出身の学生が、帰省の折には、コロナ禍ではありますけれどもお友達を連れて来ていただく、1人じゃなくて、こんないいところあるんだよと、そういう地味なこつこつとした努力が必要なんじゃないかと思うんです。

そこで、たんぼぼじゃないですけども、本市から25都道府県、それ以上に旅立って勉強されている学生に、それを使うということについて、魅力度発信に何かの形で特派員として使うということに対して、もう一歩普及へ踏み込んで御答弁があればお願いしたいんですが。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） それでは今お話がありましたふるさと便の件について、シティプロモーションの観点を含めてちょっとお伝えさせていただきたいと思います。

こちら、前に議員さんのほうからもお話があつて、若者にふるさと便をお送りをした後に、

秋だったと思うんですけど、若者、その学生たちに、その後季節のお話をしながら御通知を差し上げて、そこでもう一度市の案内をさせていただいたということがございました。総合政策課のほうでやっていただいたというところです。

その際に、若者が通じておりますSNS、市としてもいろいろやっておりますので、それらを、まちなか那須烏山ですとか、なすから情報局についての案内を御送付をしたというような取組がございます。

併せて、なすから特派員、こんなこともやっていますというような案内をまずは差し上げてございます。今後その若者たちに、実際にその特派員になっていただこうと、そういうような具体までは、まだまだ詰められていないんですが、その初歩的な情報提供というか、周りの皆さんにも発信してくださいというようなお願いをしているというところを、御案内させていただきます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 進めていらっしゃるということなので、もう一步進めて、ぜひ、たんぼぼじゃないですけども、せっかく飛んでいったんだから、その地域で芽が出るようにシティプロモーションのほうを進めていただければと思いますので、引き続き御努力をお願いしたいと思います。

次に、先日これは新聞に載っていたんですが、地域おこし協力隊員にこれは秋田県の東成瀬村でY o u T u b e r 3人を採用したというようなこんなニュースがございます。

そしてこのY o u T u b e rが、村の魅力を語っていただいた動画を制作して投稿していると、村民からは村のいいところを再認識できたとかいう声が上がっているという。

こういう事例もございますので、地域おこし協力隊が、なかなか隊員が見つからないという現状を踏まえて、こういう手法もあるんじゃないかなと私は思ったものですから、ぜひ商工観光課のほうでも、そういったデジタル化を進めているということでY o u T u b eでも発信するような見込みがありますので、ぜひそういう知識、手法にたけた隊員を募集してやるのも一つの方法かなと思ったものですから、これについて、何か考えていること、また、進めていこうかという、その辺について御答弁いただけましたら、よろしく申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） それでは、地域おこし協力隊のその後についてでございます。秋口にかけて、議員の皆様にはいろいろと御心配をいただきました。

その後、庁内で何度か会議を経て、できれば来年度から新しい地域おこし協力隊の隊員を雇えないかということで、今庁内調整を進めているところでございます。今までよりも、どちら

かという本人が定住して起業ができる、そこをまず何といても重視しながら、かつ我々市としてこういった仕事をやっていただけるといいんじゃないかなというところを見繕いまして、それを今募集要項に仕上げるべく調整を進めているところでございます。

その中には、本市の課題であります農政関係とか、就農関係ですとか、あとは先ほどお話にありました情報の発信みたいなもの、そういった類いのものをやっていただけないだろうかということで、やっぱり候補として挙げられております。

ここを何とか近々形にしていって、募集をしていって、なるべくそういう本市を好いてくれて、起業定住できるような人に何とか来ていただきたいというようなことで進めているところでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） じゃあ、そちらのほうも魅力発信ということで、よろしく願い申し上げます。

あと一つなんです、ちょっと角度を変えまして、魅力の発信をすれば、私どものこの本市でも第2次総合計画ではダブルクォーテーションをつけて、計画書の中で「ひかり輝くまちづくり」と、光り輝くということをやっているわけなんです。光り輝くというのはとりもなおさず、魅力だと思えます。基本目標の中でも魅力の発信を強化し、多くの人を引きつけるにぎわいのあるまちづくりとか、あと、本市の魅力を最大限に引き出し、ほかでは味わうことのできない魅力によりとかというそういう文言がございまして。

そして注目するのは、1つは観光客の入り込み数これが本市の場合には45万7,681人、これ令和元年なんです、ほかの市、ほかの町と比較しても本当に少ないんです。

過日の新聞報道によりますと、喜連川の道の駅さんのほうでは、2017年4月のリニューアルから、11月ですか、350万人を達成したということなものですから、1つの道の駅に100万人が年間来られていると。そして本市を比較しますと、45万7,000人、市のほうで目標に掲げている観光客の入り込み数は70万人を目標にしていますけれども、1つの道の駅にかなわない。道の駅は観光だけではないと思いますけれども、そういう状況を考えると、発信だけじゃなくて、もう一つ何か、新しい井戸じゃなくっても掘るような方策が必要なのではないかと思うんですが、その点についてお答えいただけますでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 観光客入れ込み数につきましては、市内の温泉施設とかそういったものの廃止に伴いまして年々減少しているのが実情でございます。

一方、道の駅のある市町村なんかは、そこだけの入れ込み客数でかなり多い状況です。県内

で見ますと、那須烏山市は下から数えると3番目というのはここ数年続いている状況でございます。

観光客入り込み数アップに向けて、今、滝の龍門ふるさと民芸館をリニューアルを図っているところであります。そちらに観光客が多く来るように、施設のリニューアルとともに先ほど議員もおっしゃいました、民話のデジタル化等も同時に進めているところでございますので、そちらのほうで入込客数を伸ばしたいと考えております。

以上になります。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 観光客の入り込み数については、本市よりも野木町とか、上三川町さんがいるだけなので、本市は非常に要するに伸びる余地があるというか、これから注力していかなければならないと思いますので、ひとつ御努力をお願い申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

政府は2019年の出生数が90万人を初めて割り込み、約86万5,000人となった現状を86万ショックと呼ぶべき状況であると危機感を募らせました。

本市では、令和元年度の出生数が100人を割り込み91人となりました。まさに危機的状況の91人ショックであります。完結出生児数は40年以上約2人であります。合計特殊出生率の低下は少母化、すなわち、未婚化にあると思います。少子化の最大の原因である未婚化問題についてお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 未婚化問題についてお答えいたします。

本市の婚姻件数につきましては、合併後の平成18年は144件でありましたが、平成30年には72件と半数に減少し、大変憂慮しているところでございます。

現在、市の結婚相談所には、男性8名、女性4名、計12名の結婚推進員がおり、総会や役員会において意見を交わしながら相談所の運営を担っております。

市結婚相談所の令和元年度の事業といたしましては、地元団体が主催する婚活イベントに対して分担金を支出し、支援するとともに、結婚相談所主催事業としては、婚活イベントの男性参加者向けセミナーを開催いたしました。

しかしながら、今年度につきましてはコロナ禍のため、婚活イベント等の開催そのものが困難となり、地元団体主催の婚活イベントは中止となりました。現在、市結婚相談所主催のセミナー等についてはオンライン開催の方法を検討しております。

また、結婚を希望する者に出会いの場を提供するシステムとして、とちぎ結婚支援センターのマッチングサービスがございますが、会員登録には2年間で1万円の入会登録料が必要とな

ります。市としましては、現在登録料の一部を助成することで市内の未婚者の会員登録数の増加やマッチングサービスの利用推進を図る登録料補助制度について検討しているところであります。

今後も、市の結婚相談所の適正な運営に努め、結婚支援事業の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 少子化問題はこれは大変な問題であると思うんですが、大きく見ると例えば日本、市を離れて大きく見ると、今やっているのはワーク・ライフ・バランスを少子化対策に据えているわけなんですけども、例えば社会的に見るとハンガリーなどは家族にインセンティブを与えるような、要するに減税とか、あとは家族手当とか、極端なのは4人子供を産んだ女性には生涯所得税を免除するとかというような、家族保護政策によって、今年の1月から4月ぐらいまでの出生数が昨年と比べて5.5%伸びたということがあるので、大きくマクロで見ると家族政策に切り替えていくべきだと、本市でも保育園を造ったりとかって、それはそれで子育て環境を整備するというのも大事ですけども、そういうほうに行くべきじゃないかと私は個人的に思っているんですが、本市の状況を見ますと未婚率が平成27年で59.5%、大変高いです。

少子化は、すなわち少母化、お母さんになる人がいないので少子化が進む、では少母化は何かというやはり、母にならないということは未婚、未婚は何かというと問題なのは非交際、お付き合いをしていないと、お付き合いから始まって結婚、そして子供が授かるというようなふうの流れでいくと思うので、一番の問題は未婚化と非交際化が同時に急増しているということだと思うんです。

今、市のほうでも様々な施策を打って出会いの場をつくっているということでございますけれども、恋愛とお見合いだと以前、戦前戦後7割ぐらいはお見合いで決まったのが、1965年ぐらいから恋愛婚のほうが多くなって、今お見合いの成立というのはデータによれば大体5%ぐらい、結構相談所が2割、従来のお見合いが3割ぐらい、5%ぐらいしかないんです。ほとんど、恋愛。では恋愛しているかということ、お付き合いしている、特定のパートナーがいな割合が男性で7割とか女性で6割ぐらいで、お付き合い自体していないというのはこれが一つの問題だと思うんです。

だから結局恋愛できるという、好きになる力みたいなものがあって、やっぱり自分からいかないと、今はなかなか結婚にたどり着かない。かつての地域社会みたいにお膳立てしたりとか世話を焼いてくれるという人がなかなかいないので、自分から求めないと結婚できない時代になっているのかなと。

そうすると、市として何ができるかということと出会いの場をつくるということと、あとは本人、この現状をよく、こういうデータを用いて、現状を把握していただいて、結婚願望というのは大体9割ぐらいの人が結婚したいという願望があるので、その夢をかなえるためにも、こういう現状認識を持っていただくようなデータとして、こうですよというのを示してやる気を起こさせる以外にはないのかなとそんな思いもしているんですが、こういう現状について施策を行っているんですけども、何か、御答弁ありましたらお願いしたいんですが。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 市長の答弁と、あと青木議員の質問とかぶるところがあるんですが、未婚化については様々な要因があって結婚に至らないということなんだと思いますが、しかしながら、先ほど議員からもありましたとおり、人口問題研究所が実施したアンケート調査によりますと、未婚者のうち9割弱が結婚を望んでいるという結果が出ていることから、結婚したいと考える人を行政としましてもサポートすることが必要であると考えております。

そういった中で、県や市町、関係団体で設立した組織、とちぎ未来クラブのとちぎ結婚支援センターでは、1対1の出会いをサポートする会員登録制のマッチングサービスを実施しており、今回20代の新規入会者を対象に、登録料を半額にするキャンペーンを来年3月31日まで実施しております。

市としましても、市長の答弁にもありましたとおり令和3年度から会員登録料の一部を助成することを検討しております。このコロナ禍においては、以前のように大勢による対面での、婚活パーティーの実施が難しいことから、一人ひとりが自発的にマッチングシステムを利用して、出会いの機会を持てるようサポートしていきたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、終息に向かうのであれば横枕青年団であったり、カッシーレ、さらに民間事業所等々と協議しながら、よりよい婚活パーティーを実施したいと考えております。

終息に至らないのであれば、ネット環境を使つての婚活やセミナーの開催を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） この少子化対策については、もうあらゆる手を使って方策を持って取り組んでいただきたいと思います。市民が一丸となって、少しおせっかいでもいいから、出会いの場の創出に努めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。本市では、少子化に加えて転出者数が転入者を上回る社会減による人口減少が続いております。過疎化が一層進めば、地域社会の縮小となる地域経済の縮小等、地

域社会の崩壊は避けられません。人口減少は静かなる有事であります。人が環境をつくり環境が人をつくると言われております。若者の積極的行動を鼓舞することが、魅力度向上、少子化対策には有効であると考えております。

そこで、前に出られない県民性を逆手に取り、市民の積極的な行動を促すための、前から座ろう条例等の策定について見解をお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市民の積極的な行動を促すための条例制定についてお答えいたします。

人口減少は、本市にとって最重要課題であると認識しており、行政だけではなく、市民の皆様と市が抱える課題や目指すべき将来を共有しながら、一丸となって人口減少対策に取り組んでいく必要があると考えております。

議員御提案の「前に出られない県民性を逆手に取り、市民の積極的な行動を促すための条例制定」につきましては、現時点において条例制定までは考えておりませんが、この閉塞感を打破するためには発想の転換も必要であると感じております。

一般的に栃木県の県民性といえば保守的、積極性に乏しいなど比較的地味で目立たないと言われておりますが、一方では、堅実、真面目、奥ゆかしいといった、プラスに捉えることもできると考えています。

市としましては、価値観が多様化する現代において個性を尊重した上で、市民の皆様が自ら考え、主体的に行動し、地域社会や市政等のあらゆる場面で活躍していただけるような、活力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 条例については、全国にいろんな条例がございまして、最近でも人権侵害防止条例とか、歩きスマホ防止条例とか、マスク着用条例、養育費の不払いで氏名を公表するような条例とか、乾杯条例、ギャンブル通報条例、りんごまるかじり条例、キューピット条例とか、いろんな条例があるんです。

条例については、私が御提案申し上げましたのは、奇想天外というか、ちょっとふざけているような印象も取られるかと思うんですが、条例自体が今の魅力度ランキング最下位になったというこのピンチをチャンスに変える、何だこれはというような、逆に言えば、条例そのものが魅力の発信につながる、そういうことで、思い切ってこういう試みもいいのじゃないのかと前に出られない県民性、これは前に出られない県民性というのは、森三中の大島さんという旧黒羽町出身の方がインタビューに答えていました。

あと、井上咲楽さんという益子町の出身の方も新聞のインタビューで、やっぱり遠慮がちな

面があると、これは県民性でしょうかねという、こういうインタビュー記事もあります。

前に出られない県民性を前から座ると、例えば本市の広報なんかを見ても、これ以前のものなんですけど、講師の方の講演されている様子を写真でとつても前の座席がガラガラなんです、やっぱり、後から横から座っていくというのが多いので、これは本市のみならず全国的なものだと思うんですけども、せっかくですからこれはチャンスだと思うんです。

このチャンスを生かさない手はないので、そしてまた、少子化対策、交際相手が見つからない、受け身で、結婚相手はデリバリーされてくるわけではないので、自分で自分を売り込まなくちゃいけないと、それにはこういう条例で鼓舞すること、市民を喚起、積極的な行動を促すということが、最もいろんな方策はあると思うんですが、最も有効で経費がかからないで、魅力を発信できたり、ピンチをチャンスに変えるということで御検討いただけないかなと、私はこんな思いがあるんですが、再度、どうでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 全然私の中で批判的ではないんですが、批判的なように受け取られたんだったら、ちょっと寂しいですけど、同じように前向きに考えていきたいと思っています。それに言葉としても面白いのかなというのは確かに思っていますので、本当に議会と一緒に皆さんと考えていく条例かなと思いますので、いい方向に進めるように努力したいなと思っています。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 初めてではないですけども、市長からうれしい御答弁いただきましたので、議会と執行部と一緒に進めていければいいなと思いますので、ぜひ、努力してまいりますというので、よろしく願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

ごみ問題についてですが、本市は、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略において、関係人口の創出や拡大に取り組むとしております。

その視点に立てば、ごみ集積所の未整備は美観を損なうものであり、関係人口の創出の足かせになります。美観のみならず、経済性、安全性、衛生面の観点からもごみ集積所の集約化と整備についてお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ごみ集積所の整備についてお答えいたします。

本市のごみステーションの整備につきましては、環境美化を目的とするごみステーション整備事業により補助金を自治会に交付し、事業の推進を図っております。

助成の内容でございますが、ごみステーションの整備に要した費用の2分の1以内に相当す

る額で、ごみステーション1か所につき5万円を限度とし交付するものでございます。ごみの飛散防止、鳥獣被害の対策のため防鳥ネットの支給も行っております。

また、市民のごみステーション利用マナー意識の向上のため、ごみの分別、排出ルールにつきましては、家庭ごみ収集カレンダー、ごみ分別アプリ、広報等で普及啓発を図っているところでございます。

ごみステーションの集約化につきましては、効率的なごみ収集のために必要でございますので、これまで行政区長、副行政区長の御協力を得ながら、ごみステーションが密集している地区の統廃合を進めてきたところでございます。

引き続き、地域の状況を考慮しつつ、ごみステーションの整備及び集約化を進めてまいりたいと思いますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 市の取組のほうは、分かりました。

ごみステーションについては、取り組んでいらっしゃる事なんですが、職場環境の維持改善にはよく5S運動とよく言われます。整理、整頓、清掃、清潔、しつけ、そのほかにも、7Sとか8S、10Sまでございますけれども、やはり共通認識として自然の景観、本市の誇るこの自然の景観、また伝統行事においても、魅力を最大に引き出すのには、やはりごみステーションとかのきちっとしているのが望ましいと思います。

私も歩いてみますと、やはりこのネットが古かったり乱雑になっているところもございまして、ボックス付きのコンテナなんか古くなって老朽化しているものが、やや乱雑気味に置いてあるところもございまして。そういうところを見るとやはり関係人口を増やすということで、目標に掲げているたくさんお客様来ていらっしゃるのに、まず、どういうところが目につくかという、そういう部分だと思うんです。

その上で、魅力度向上につなげるのには、経済性の観点から言えば、経済性については、快速電車で言えば快速で行くか各駅停車で行くか、ごみステーションがあまり多いと美観の問題もあるし効率が悪いということで、これについては、先輩の議員が後日質問するようなので飛ばさせていただきますけれども、そのほかに、ネットとかそういうことがございまして、先日、本市でも熊が出て捕まったとか、鳥獣被害対策カラスのみならず、そういうことまで想定されますので、きちっとした、例えば城下町だったら城下町にふさわしいような、そういう景観を保つという意味でそういったものができないか、また、その地域で田園風景だったら田園風景に溶け込むようなものをできないかこのようにも私考えるんですけども、その点については、補助もございましてということですけども、ある程度企画して、格好よくって言っちゃんですけども、関係人口を呼び込むにふさわしいようなものを整備してはいかかと思うんですが、

どうでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 視野というか整備のお話だと思います。

先ほど、市長の答弁からありましたとおり、570か所を超えるごみのステーションがございます。先ほどもお話がありますとおり、密集していたり、使われてないところはやっぱり集約が望ましくて、もしかしたら不足しているところは整備が望ましいのだと思います。その中で、なるべく美しく整備できることがよろしいということなんだと思います。

ごみステーションの型につきましては、あまりこう明らかな定義というのはどうもないみたいなんですけど、強いて言えば整備をされているものと、あとは路上に、あの看板とかを置いてそこに置いてもらう何というか、路上型というんですかというふうに大きく大分されるかなと思っています。

この路上型、整備型ですが、想像していただくともうお分かりのとおり、どうしても市街地で場所が取れないところには路上型が多くて、路上型にはネットがかけられることが多い。市街地ではなくて広いところに行くと、整備も進んでいてその整備型が多い。烏山と南那須の違いでいうと、どうしてもやっぱり昔から広めできっといろいろな手をかけていただいていたという南那須地区では、路上型が圧倒的に少なく、整備型が多い。烏山の市街地のほうはきつとかつての人口の多さとか、経済活動の激しさとか、そういったものがあって、路上型が、かなり特に市街地に多いというような傾向になっている模様でございます。

こちらについては、折々で自治会長さんの会議などで美化活動をお願いしたりしてございますので、今後もそういった機会を捉えて整備、せっかく我々がネットを用意しておりましたり、そういう整備に係る補助金なんかを設けておりますので、そういったことを御案内をしながら、やっぱり5Sに近いとか、そういうような意識づけを喚起していくことが必要なんだと思います。

我々の環境基本条例ですとか、美化条例とか廃棄物条例等において、皆さんに御協力をいただいている、協力をお願いしておりますので、そういったところから引き続きそんなことを呼びかけていきたいというふうに思っております。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 市で取り組んでいらっしゃるということを承知いたしました。

しかし、これはそういう自治会任せとか、各自治会単位の班任せということではなしに、もう一步踏み込んでいただいて、そういった景観とかそういうことを観点でやるとばらつきちゃいますので、もう少し主導権を持って、こういうことだと強く、お願いにはなるんですが、強く主導権を持ってやっていただければありがたいと思うんです。

ネットを交換するとかというだけでもネットも老朽化しているし、やはり見た目とか、これから観光で呼び込んだりという、いろんな方策を使っていく上では、やはり大事なことだと思います。トイレなんかは通常、会社の顔であるとかということを言われます。ごみステーションなんか逆にも逆に同じような見方をすれば、その町を見るための顔になるんじゃないかと思うんです。ごみステーションがきれいにされている、ごみ置場が整備されているということは、ほかのところを見ても、多分きれいになっていると。そういうのが観光に来る方の場合の価値判断というか、その地域を見る一つの目安になるんじゃないかと思うので、ただ単にお願いじゃなくて、こういう方向で進めたいというような、確固たる意志を持って進めていただければありがたいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。本市における高齢者率は35%を上回り、独居高齢者世帯は1,200世帯に迫る勢いがあります。今後、日を追って一人暮らしの高齢者や障がい者等のごみ出し困難者の増加が見込まれます。高齢者等のごみ出し支援についてお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 高齢者のごみ出し支援についてお答えいたします。

令和2年2月に65歳以上の高齢者を対象として、本市の高齢者の日常生活の状況、心身の状態、介護予防に対する意識を把握するための、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施いたしました。

その中におきまして、在宅で生活を続けるために必要な支援・サービスは何かとの設問に対し、見守り、声かけや、配食、移送サービスが上位を占める中、ごみ出しについては7番目となっており、前回の同調査よりニーズの低下が見られました。

また、社会福祉協議会が令和元年5月に、一人暮らしの高齢者等373名に対し実施したアンケートの結果によりますと、これから必要となる支援は何かの質問に対し、ごみ出しについては全体の僅か4%でした。逆に、自分でできる家事は何かの質問に対し、ごみ出しは約8割が自分でできると回答しております。

しかし、介護保険サービス利用者においては、市内訪問介護事業を利用されている方の約3割が、室内清掃とともに、ごみ出しの支援を受けている状況でございます。今後も、議員御指摘のとおり、独居高齢者及び高齢者世帯の増加が見込まれることから、ごみ出しへのニーズは大きくなると予想されているところでございます。

ごみ出し支援につきましては、継続的な支援が必要となることから、互助活動として取組が容易ではございませんが、今年4月に発足しました大木須見守り隊では、地域住民が高齢者宅の資源ごみの分別、搬出支援を実施している例もございます。

市としましては、引き続きごみ出しにおける具体的な課題についての現状把握に努めるとと

もに、地域の生活支援ニーズの優先度等を踏まえながら、関係機関との検討を進めてまいりますので、御理解をお願いしたいなと思っております。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 今回の市長の御答弁をいただきまして、ごみ出しのニーズは7番目ということで社会福祉協議会のアンケートでも4%ということなんですけれども、7番目というのは裏を返せば、私は課題の優先順位として上がってこないというのは、ありがたいことに地域の機能が、ちゃんと地域社会の機能が果たしていると、多分、御近所の方とかお隣の方が出したりしているので必要性を感じないということなので、これは本市にとって上がってこないというのはいいことだというふうに解釈しているんですが、地域福祉ではまず第1番目、自分でできることは自分で、これは当たり前だと思うんですけど、その次はやはり共助なので、自助の次は共助なので、地域住民と行政の相互協力、要するに協働、そしてから最後の手段として公助、行政施策として公助に移っていくと思うんですけども、まず、その自助の分野でいうと、現に私が相談を受けたりする中では、まず、ごみ出し、今は車があるからいいとか、車を返納して免許を返納しちゃったということになると、車で持っていったけれども今度いけなくなる。じゃあ行けなくなるけれども、道路が舗装されていないところもあるし、手では持っていけないとなると台車なんかがあればいいよねなんという話もあります。

個人でお買いになればいいだろうし、砂利道なんかの場合には小さいタイヤだと砂利に埋まってしまう場合もあるので、これはどういう台車がいいとか、適正なごみ出しに向いているようなのを補助なり何なりして、なるべく自分でできるものは自分でするような、先手先手を打ってそういうのを促すということについて、まず、自助の分野で、お答えいただけますでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 自助、共助、公助のまずは自助のお話ということでございます。

そういったお話を少しだけ伺ったものですから、課内で少し調べてみたんですけど、まだ台車を例えばレンタルするとか、そういうような事例が見つからないのが実態でございますので、我々課の中でやっぱり話したのは、この小さな市ではありますけれども、町なかに住んでいる職員、あと、私たちみたいにちょっと田舎に住んでいる職員、その人たちその人たちの環境によってやっぱり考え方が違ってきて、私なんかは一輪車のほうがどうしても運びやすいんじゃないかなと言いますし、平らなところに住んでいる人はそうじゃなくて2輪とかのほうがいいのか、あまりふかふかのところだと実は四輪がいいとかという話で、これ地域によって随分違うのかもしれないという話にはなったんです。

そんなこともあって、まだその自助の支援について、どういう方法があるのかというのは調べがついていないような現状でございます。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） それについては、よろしくお願いします。

極端な例ですと、やはりごみ出しができなくて、例えば嫁がれた娘さん、お子様が実家に帰ってこられて、ごみを整理されて、ごみを出す日じゃないので持って帰るとかという、これもよくある、決して極端でありますけれども、事例が見られます。こういうこともございますので、なるべくその地域の実情に合ったような支援の仕方があるのかということを含めて御検討いただければと思います。

次に共助の分野ですが、市長答弁にございましたとおり、ごみ出しの支援を、まだ今のところ必要としないという答えが7番目ぐらいだったというのは、事例で大木須の見守り隊ということでお話いただきましたけれども、この大木須の場合にはこれは今年発足して、草刈りとか、いろんな支援がございますけれども、本市の高齢者福祉計画、第7期介護保険事業計画というのがございますけれども、この中で市の分野で健康福祉課のほうでは高齢者見守りネットワークの構築ということで、社会福祉協議会が行う小地域福祉活動と連携し地域の見守り体制の構築を図ります。小地域見守り活動、これは社会福祉協議会の分野ですけれども、今後の方針として市内全自治会による取組として、地域住民の主体的な見守り、助け合い活動が行われるよう地域支援体制をつくります。

そしてまた、健康福祉課のほうで多様なサービスの担い手となる地域の人材育成という分野ですね、今後の方針、生活支援コーディネーターを平成30年4月に配置し、協議体、小地域福祉活動と連携しながら、高齢者の見守りや、家族援助等、生活支援を行う担い手の育成、地域の支え合い体制づくりを進めますというふうにうたわれているんですが、社会福祉協議会のほうにちょっと話しをしましたら、全部で10地域ぐらいでは、防災も含めて地域の見守り活動をやっていると。生活支援コーディネーターの方は一生懸命されて、健康福祉課でもバックアップされて、大変御努力されているということでありがたいことなんですが、今後この共助の部分で、この見守り活動、防災活動も含めた、見守り活動を10地域ぐらいからこっだけ自治会がございまして、どんどん拡充を図っていただきたいんです。

今後、一人暮らしの高齢者が増えているということを鑑みれば、どんどんこの方針を進めていったほうが、将来を見据えた政策になると思いますので、生活支援コーディネーターをバックアップして、どんどん見守り活動が進んでいくような方策を取ればと思うので、その点の連携とか、今後進めていく上で、担当課長はどんなお考えかお答えいただけますでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 市では、今青木議員がおっしゃいましたとおり、平成30年度より支え合い活動を推進・調整する生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に委託しまして、市とともに支え合いの地域づくりを推進しているところでございます。

今後も地域に出向きまして、情報交換会を通じまして、支え合いの重要性や先進事例等をお伝えしていくとともに、地域の課題を地域で支援していこうという、主体的な活動が少しでも多くの地域で行われるように、関係機関とともにサポートしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 今、課長のほうから御答弁いただきましたとおり、積極的に進めていただきたいと思います。私も度々、一般質問で刀剣短くばという話をしておりますけれども、一歩進めて長くすべしということで、先手を打って先手先手で進めていければと、いただければと思います。

それが駄目だったら、次に公助ということで、公助になりますと、外部、受託事業者を頼んだりとか、シルバー人材センターに委託したりとか、また、それで駄目だったら市直営でやらなければならないので、何といたっても地域の絆を生かした方策を取るということになるかと協働による、市と地域、自治会とかの協働によるほうが一番、本市に合っているのかと思いますので、進めていっていただけることを強くお願いしまして、そして、見守り活動を充実されて安心・安全に住める地域にさせていただきたく思います。

今日の質問はこれで終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（久保居光一郎） 以上で、1番青木敏久議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を2時20分といたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時20分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告に基づき17番平塚英教議員の発言を許します。

17番平塚英教議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） ただいま、一般質問の許可を得ました平塚英教でございます。

本日、一般質問初日でございます4番目でございます。

質問は、那珂川緊急治水対策プロジェクトについて。2つ目が浸水想定区域の中小河川への

対象拡大について。3番目が本市の農業振興について。4番目が選挙について。5番目が核兵器禁止条約についてを質問いたします。

答弁者におかれましては、積極的に市民の立場に沿って答弁いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それではまず那珂川緊急治水対策プロジェクトについて質問をいたします。昨年10月の令和元年東日本台風によりまして、本市も重大な被災を受けたところがあります。

特に、那珂川の増水による浸水被害は、宮原地区で住宅35戸、事業所22棟、下境地区で住宅49戸、事業所6棟となっております。

那珂川の豪雨被害による浸水被害を防ぐために、国、県、沿線市町は昨年の台風による甚大な被害を踏まえ、本年1月31日に那珂川緊急治水対策プロジェクトを取りまとめたところがあります。

那珂川緊急治水対策プロジェクトは、多重防御治水の推進として、1、河道の流下能力の向上。2、遊水・貯留機能の確保・向上。3、土地利用・住まい方の工夫を実施し、減災に向けたさらなる取組の推進との、この2つの柱の治水対策により、社会経済、被害の最小化を目指すとしております。

特に、本市において、国土交通省は下境地区に霞堤を設置したいとしまして、10月22日、23日に、下境地区の旧境保育所において、霞堤整備に関する説明会を6回開催し、111名の地区住民が参加したとのこととあります。

霞堤は2024年度までに整備完成を目指すとしておりますが、本市の那珂川緊急治水対策プロジェクトに対する考え方及び本市の協力体制、同事業の今後の具体的な進め方について説明を求めるものであります。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 那珂川緊急治水対策プロジェクトについてお答えいたします。

国では、令和元年東日本台風の被害を踏まえ、地域の特性に応じて、氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させる対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を総合的かつ多層的に推進し、流域全体で行う流域治水への転換を目指しております。

本市では、那珂川緊急治水対策プロジェクトにおいて、下境地区に霞堤の整備が位置づけられており、令和6年度までに事業が完成する予定となっております。

下境地区に計画されている霞堤は、洪水のときには下流の開口部から水が緩やかに進入しますが、令和元年東日本台風規模の降雨であれば、上流部から越水する被害は防げると国土交通

省から説明を受けております。

現在、霞堤設計のための測量が行われており、来年度の早い時期には設計が出来上がるとのことであり、霞堤の規模や今後の進め方などを住民の皆さんに御理解いただくため、改めて住民説明会を開催していただくこととしております。

市としましては、国土交通省と連携しながら、霞堤の整備と併せ、土地利用・住まい方の工夫を治水対策の両輪として展開し、下境地区の安全を確保してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたしたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 下境地区におきまして、この霞堤の整備についての説明会が開催されたところでありますけれども、地元住民にとっては2つの大きな不信が生まれたと聞いております。

一つは、説明会の前に新聞報道になったと。あまりにも一方的過ぎはしないかというのが一つです。そして、説明会には残念ながら市長も副市長も出席されず、行政の真剣度が感じられなかったと、こういう批判もあります。

2つ目には、国土交通省の常陸河川国道事務所に関しては、那珂川水系河川整備計画において、下境地区は那珂川増水時に洪水ピーク流量の低減を図るため、地形や現状の土地利用等を考慮した遊水地を整備すると、このようになっております。

その一環としての霞堤を整備するのが基本となっているわけなのに、その事が明確に示されなかったと、こういうことであります。

遊水地とは何か、これは那珂川下流部に降水時の増水が一気に流れこまないように、下流に水害被害が軽減されるようにするために、下境地区が犠牲となって洪水時の増水を受け止め、ため込んだ水を自然流下させる役目を果たすというものであります。

それを隠しては地元の理解は得られないと私は考えますが、市当局はどのようにお考えでしょうか。答弁を求めます。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） ただいまの平塚議員のおっしゃるとおり、地元説明会の際にも、なぜ市長が来ないんだという意見もありました。ただ地元の方と、担当として、詳細といいますか具体的な話をしたいというところで、市長がいるとちょっと話しにくい部分もあるのではないかとというところで、国土交通省と、市として担当者で臨んだところでございます。

新聞報道が先に出てしまったということにつきましては、国土交通省のほうでも、それにつきましては、大変申し訳なかったということで、おわびをしたところでございます。

それから、下流域のために下境が犠牲になるのではないかとというそちらにつきましては、従

来であれば、河川の中だけで洪水を防ぐという考えでございましたが、今は流域全体で洪水を防ぐということで、河川の中だけではとても賄い切れないような雨が降る状態になっておりますので、その点、下境地域の皆様にも御理解をいただきたいということで、国土交通省のほうからは丁寧な説明があったところがございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それは全く間違っています。令和2年3月の那珂川水系河川整備計画というのがございます。この中に、明確に遊水地の規定がありまして、洪水調整容量の確保というのがありまして、中流部において下流部の洪水ピーク流量の低減を図るため、土地利用等を考慮した遊水地を整備するというのが載っております。

その中に、下境遊水地という位置づけがありまして、515万立方メートルの水を遊水するとなっているんです。この整備を30年かけてやりますよとこういうふうになっておりますので、また、かつて、那須烏山市となっていますが、烏山にダムを、那珂川にダムの建設を行うとこういう計画があったんですが、いろいろな変遷がありまして、ダム建設計画に代わって下境遊水地整備計画を台風の前に整備するということが決まって、それが基本となっているんです。

510万立方メートルの水を下境で受け止めるというのが基本でございますので、もちろん、那珂川流域全体で、いわゆる治水対策を行うということは私も理解をしていますが、下境の役割はそのために2キロメートルにわたる堤防を造って、霞堤を、そして、下流から水を受け止めて自然流下で流すとこういうことでございますので、そこは霞堤の役割は明確に遊水の役割を果たすということだと思ふんで、そのことは、もう一度確認しておきたいなというふうに思っています。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 那珂川の整備計画におきまして、下境地区に遊水池を造ることにつきましては明記をされておきまして、先日の説明会におきましても常陸河川国道事務所の方からそれにつきましては明確な説明がありました。

私のちょっと説明が悪かったと思いますが、そのことにつきましては、よく認識をしておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それで霞堤を2キロにわたって整備をするわけなんですけども、那珂川の洪水、増水時に霞堤の下流から流入した水と土砂が入るわけですが、水が引いた後に土砂等の撤去、これについては国のほうでやっていただけるといふような理解でよろしいですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 昨年の洪水ですと、上流側から堤防を乗り越えて流木とか、土砂も、大きい石とかそういうのも入っておりました。それが今回霞堤を整備しまして、下流側からやんわりと水が入ることになりますので、そういったものにつきましてはかなり入ってなくなるということを説明しておりました。

ただ、田んぼにたまりました土砂につきましては、地主さんのほうで対応していただきたいということで説明がございましたので、よろしくお願ひします。（「地主が撤去するっていうことですか」の声あり）地主さんのほうで撤去していただきたいということでありました。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 霞堤は下境地区に約2キロにわたって堤防整備を図り、荒川との合流部付近の左岸に開口部を設けた遊水地機能を持たせる計画とのことでありますが、堤防全体としては、高さ5メートルほどの堤防を設置することになりまして、那珂川が洪水、増水時には、右岸に増水が集中することになります。

対岸に大型堤防を築けば、反対側に増水時に河川の水が被害をもたらすことは、城東地区に堤防を築いて興野の下の方に被害が及んだと、この事例を見ても明らかであります。

堤防設置に伴う那珂川対岸の防水対策をどのように考えているのか、説明を伺うものであります。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 那珂川右岸の対策についてお答えいたします。

下境地区に整備される霞堤は、下流に開口部を設け、那珂川が増水したときに、まずは開口部から水が緩やかに霞堤の内側にたまり、下流に流れる洪水の流量を減少させる仕組みとなっております。

このように霞堤が水を受け流すことで、右岸に増水が集中することも緩和されると聞いております。

また、霞堤の整備に伴い、河川の土砂を利用することであり、河床が今より低くなることから、被害が軽減されるのではないかと考えております。

今後も、令和元年東日本台風以上の豪雨が発生することが予想されますので、堤防整備だけではなく、河床の掘削等を定期的に行ってもらえるよう国土交通省に要望してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 中流部の浸水防止対策ということで、この計画によりますと、那須烏山市大沢、興野、これは左岸ですね。右岸については、那須烏山市向田、野上、野上から宮原というふうになっております。

これは水系の整備計画でございますので、今回のプロジェクトでは一気にやられるかどうか分かりませんが、当然左岸のほうに5メートルの高さの堤防ができますと、その反対側の右岸のほうに水が集中することは明らかであります。

その対策についてもう一度、向田のJAの組合長なんかも浸水しましたけども、うちも集団移転の対象にしてほしいと、こんなふうに言われております。

そういうことで、堤防を築いたわけなんだけど、あそこなんかも、これね、これは宮原、いづれにしても昨年の台風の水害では、下境の低い部分を全部、ハザードマップでも明らかなように浸水しておりますし、反対側も水につかったことは間違いないと、こんなふうに思いますが、もう一度その安全対策は図られるのかどうか確認をしておきたいと思いますが、答弁お願いします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 国土交通省の説明では、昨年の東日本台風の被害を受けた下境地区に、早急に霞堤を整備するということが一番だということでおっしゃっておりまして、向田地区につきましては、現時点においては堤防等の計画はないということでお聞きしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 向田だけでなく野上もそうですし、簡単に言うと去年の水害は、竹内橋から、向田はもちろんです、下境の深山の下まで全部湖になっちゃったんです。そういうことを想定しますと、当然5メートルの堤防を下境側に造れば向田、野上のほうに水が集中することは明らかなので、時間もないので再度答弁は求めませんが、その安全対策はきっちりやるように、強く訴えたいと思います。

次に、本市是那珂川緊急治水対策プロジェクトの一環である土地利用・住まい方の工夫として、防災集団移転促進事業を、宮原、下境地区を候補地として進めるということで説明会で発表し、2024年度までに計画をまとめたとしております。

この集団移転につきましては、地域住民との合意形成、移転候補地の選定、土地の確保、地域のコミュニティの継続、住宅が離れた際の耕作の継続など多くの課題が想定されます。

防災集団移転促進事業の今後の進め方について説明を求めます。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 防災集団移転促進事業についてお答えいたします。

那珂川緊急治水対策プロジェクトにおいて、宮原・下境地区は、土地利用・住まい方の工夫として対策を位置づけており、防災集団移転促進事業の活用に向けた検討を行っているところであります。

この事業は、地域住民の皆様が集団移転に合意していただき、地域のコミュニティを維持しながら集団移転を行い、防災性の向上を図るものであります。

これまで住民を対象とした説明会を開催し、参加者から様々な御意見をいただいたところがあります。

本年度中に両地区の住民全体を対象としたアンケート調査を実施し、移転に対する意向を把握するとともに、住民の皆様と協議を行う場を設けてまいりたいと考えております。

本年中には両地区の全住民を対象にしたアンケート調査を始めて、集計はその後に、回収することに、年明けにさせていただきたいと思っております。

市としましては、令和6年度までに集団移転促進事業計画を策定したいと考えておりますので、住民の皆様にも多大な負担をかけることから、移転促進区域の設定や、移転候補地の設定などについて、これから住民の皆さんの意向を尊重しながら協議を重ねてまいります。

霞堤を造る最終日は決まっておりますが、集団移転の最終日は決まっておりませんので、皆さんと協議をしながら進めていくこととしております。慌てさせる必要はないと思いますが、災害もいつ起こるか分かりませんので、なるべく被害が及ばないように努力をして進めていきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 那珂川緊急治水対策プロジェクトの一環である防災集団移転促進事業は、市が移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、集団移転促進事業計画を定めることとなっておりますが、移転される方々は長年そこに居住をし、生活を営んできたその家を離れなければならなくなり、同事業を理解していただいて協力いただくための行政との信頼関係が何よりも大切であります。

移転への住民の合意を得るための行政側の努力、移転先の用地の確保、地域コミュニティの継続が図れるようにすること、住宅を離れた際に耕作の継続が図れるような環境整備を整えると、様々な課題があります。

そのことを前提として、行政と住民の側の信頼関係が一番大切なことであると考えます。この信頼関係を構築することなしに、ただアンケートを取りますなどということでは、この事業は進まないと考えます。行政側の地域住民を思う本気度が求められていると思っておりますが、市当局の見解を伺います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 平塚議員のおっしゃるとおりでございまして、地域住民と市のほうの信頼関係がなければこの事業は進められないと考えております。

アンケートと申しておりますが、アンケートというよりは住民の意向についての確認をした

いということ考えておりました、まだ説明会をやったばかりでございまして、住民の方それぞれがどのような思いでいるかというのが、まだ私どももつかめておりません状態なので、まずは、皆さんが本当にどう考えているのかというところを聞き出していきたいということで、住民の意向について調査をしてみたいと考えております。

これには、事業主体は市になりますが、国土交通省の助言、アドバイスも受けながら、どういう調査がいいのかというところで検討をしておりますので、平塚議員がおっしゃるとおり、住民の信頼を得られるような形で進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そこで、報道によれば、防災集団移転促進事業の市側の考え方として、移転対象の区域につきましては、台風19号で浸水被害に遭った住宅を線引の基準と考えているとする一方で、隣は移転するがその隣は移転できないというようなコミュニティの分断は避けなければならない。何よりも、住民の意向を最優先に考えていくというような報道であります。

以前、9月議会で同僚議員がこの集団移転について対象区域を質問しておりますが、その中で、この防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、昭和47年度制定に基づく事業としては、ハザードマップによる浸水想定区域が対象区域に該当すると答弁されていると思いますが、もう一度確認しておきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 報道では、昨年の東日本台風におきまして、浸水を受けた地区を基準ということで、何もないと始まらないところがありましたので、まずはそこに一つの線は設けさせていただいておりますが、地元の方の意見を尊重しまして、それについては変更ありということ考えておりますので、その辺につきましては十分地元と調整を図り、線を引いてまいりたいと思っております。

場合によっては、ハザードマップのところを全部というところもあるのかなということ考えておりますので、御理解お願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 私が確認したいのは、9月議会で都市建設課長が、法律によりまずと対象となる世帯は浸水想定区域に含まれる世帯、ハザードマップの浸水の色の塗ってあるところが対象なのかという質問に、そのとおりですと、このように答えているので、それに変更があるのかないのかを聞いています。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） それにつきましては、この制度も那須烏山市が初めての事例でございますので、国土交通省としてもこれで決まりということではございませんので、その辺御理解をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 要するに下境地域というコミュニティを守るのには、やっぱり一番大きいキャパで考えていかないと、去年、水害に遭ったところだけというふうなのが新聞で先行しちゃうと、何でうちは残っちゃうんだというのものもあるし、なんでうちだけ行かなくちゃなんないんだっていうものも出てくるので、そこはやっぱり法律に基づいて、ここ、要するに浸水区域は対象のエリアですと、そして、協力してくださる方がいるのかいないのかということを進めないと駄目じゃないですかということをもう1回確認しておきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） そのことにつきましては、かしこまりましたということで、そのように進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） これで30分もかかっちゃった。

次、政府は法律に基づく洪水時の浸水想定区域の設定対象を中小河川にも拡大する方針であります。

近年、地球温暖化に伴う気象変動によりまして、集中降雨量が増加しており、中小河川の氾濫が多発しております。本市においても、令和元年東日本台風災害において、荒川、江川、下境地内の解石川の氾濫など、重大な被害を受けたところであります。

政府方針では、1、地域住民への危険の周知徹底。2、高齢者施設等の逃げ遅れ防止の避難計画充実を自治体が勧告する制度。3、都市型水害対策の強化が挙げられておりますが、対象河川の浸水想定は専門的な調査、解析など作業量が膨大となります。その費用が自治体負担にならないように、国に対して対策支援を強く求めていただきたいと思います。本市としても中小河川の浸水想定区域の想定再調査と、浸水防止対策の強化を図りたいと思いますが、御答弁をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 浸水想定区域の中小河川への対象拡大についてお答えいたします。

水防法により浸水想定区域の指定が必要な洪水予報河川、水位周知河川以外の中小河川につきましては、栃木県において一部の中小河川の浸水リスク想定図の公表、または作成を進めており、本市に係る中小河川は江川と木須川が対象となり、令和2年度中に公表される予定であります。

それ以外の中小河川につきましては、今後水防法の改正により、浸水想定区域の指定が必要となった場合においても、中小河川は都道府県管理でありますことから、洪水浸水想定区域図等の作成は栃木県が実施するものであり、本市の財政負担はないものと考えております。

ただし、洪水浸水想定区域図等が作成・更新された際には、本市の洪水・土砂災害ハザードマップを更新する必要があります。この費用につきましては、国の交付金を活用しながら更新してまいりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それで、本当はこの治水対策プロジェクトで質問したほうがいいのかどうか迷ったんですが、さっきも言ったように、下境地内にはこの小河川として解石川が小木須のほうから流れております。

昨年の台風時の豪雨増水時にも、解石川の水が那珂川の急流、那珂川が増水しておりまして、急流に流れ込めなくて、下境地内にあふれて河川流域に氾濫し、周辺住宅に浸水被害を及ぼしているのが現状であります。

霞堤を整備するに当たり、この解石川の改修等対策をどのように考えているのか、答弁を求めるものであります。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 解石川につきましては、栃木県が管理する河川でございます。先日開催されました境地区の市政懇談会におきまして、かなり土砂がたまってしまったということのお話がありまして、それにつきましては県のほうにつなぎましてしゅんせつをお願いしたところでございます。

改修計画については今のところないと聞いておりますので、土砂がたまらないような維持管理を徹底していただくということで考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 基本的には、この1番、2番の質問でございますが、最初に質問したように那珂川水系河川整備計画に基づいた基本的な那珂川の改修、その中で明確にこの下境遊水地というのがあります。

つまり、茨城県に水害が及ばないように、那珂川の水を霞堤で下境が受け止めて、そして自然流下させるということでございますので、その犠牲になることはもう明確なんです。だからそれに伴う補償をどうするんだというのが本市の明確な立場だと私は考えております。そういう意味で、まだまだ様々な対策が必要ではないかとこんなふうに思います。

そういうような事業の一環に、市長も副市長も説明会に行かないと、これは非常に住民の方から不信感を買うんじゃないですか。そこら辺が、これからも実際に霞堤を造るときにあれが、

計画ですね、その説明があろうと思いますが、そういうときに行って積極的に住民の意見を聞くべきであると、こんなふうに思いますので、その辺積極的に、要するに那須烏山市がこの那珂川の中で犠牲になるんだと、だから、それだけの補償をきちんとさせるんだという姿勢を持って臨んでいただきたいと、前から私はこのことを言っているんで、そのことについて確認をしておきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 犠牲になるというよりは、皆さんを救うという気持ちで私は取り組みたいと思います。その中で、協力をしていただくという言葉でしていきたいなと思います。今後、いろんな場面で皆さんと対話をして、きちんと御意見を聞いて改善したり、あと皆さんの御意見を聞いて、皆さんが納得して移転していただいたり、生活が保てているように進めていきたいと思いますので、そのときには平塚議員も地元議員として一緒に声を聞いたり、私にも伝えていただけると、このようにしていただけることで、私の中でも反省できますので、本当にありがたいことだと思いますので、今後もよろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） こればかりが取り柄なんで、私もそういうことで計画は分かっているんで住民の意見を聞こうというふうにしたんですが、議員はそこに参加しないでくれと言われて、実際生の声を聞けないんですよ。

ところが終わった後に私にいろいろ苦情が来るものだから、私はここで言わざるを得ないという状況になっていますので、いずれにしてもまだまだこれ途上の問題でございますから、住民に寄り添ってよりよい計画の実施に向けて進めていただきたいと思います。

次、3番目、本市の農業振興についてお尋ねをいたします。

本市の農業振興ビジョンの推進状況について説明をいただきたい。特に、本市の農業従事者の高齢化の進行状況がどのような状況にあるのか。本市の合併当時からの推移と、農業従事者数の変遷の現状、今後の課題、また、本市の農地面積と離農等による遊休農地、耕作放棄地が広がっておると思いますが、その状況について各年代別にどのような推移で、現在までの状況になっているのか。また、この遊休農地解消に向けてどのような対策を図られるおつもりがあるのか説明をいただきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 農業振興ビジョンについて、進捗状況についてお答えいたします。

農業振興ビジョンにつきましては、平成28年度から令和2年度まで5か年間における本市の農業のあるべき姿について、方向性を明確にし、地域の特性を生かした総合的な農林水産業の振興を図ることを目的に策定したものであります。今年度が計画期間の最終年でございます。

農業従事者の高齢化につきましては、離農家の増加や担い手不足、新規就農農業者の不足と併せまして、大きな課題となっています。

本市の主な農業従事者の平均年齢につきましては、正確な数字は把握しておりませんが、今や75歳を優に超えており、地域農業の担い手とされる認定農業者等も200名ほどの経営体数はあるものの、平均年齢は70歳を超えております。また、青年農業者や中高年農業者などの新規就農者も、毎年10名前後はいるものの高齢化をカバーできるまでには到底達してないのが実情であり、将来的に大きな危険を抱いているところであります。

市では国と県と一丸となって、就農人口の定着に向け、補助金等を活用しました新規就農者支援対策に取り組んでいるほか、各農業団体と連携した就農支援ネットワークを構築し、日々情報の提供や共有を図り、新規就農者の発掘に努めているところであります。

次世代の農業後継者育成に向け、小中高生を対象とした就農への啓発活動なども引き続き取り組んでいく予定です。

次に、本市の農地面積、遊休農地面積の推移についてお答えいたします。

農地面積につきましては、農業振興ビジョン策定当時の平成28年度時点では、約3,810ヘクタールであり、直近の平成31年時点では約3,780ヘクタールと、30ヘクタール減少しております。

一方で、遊休農地面積は平成29年度時点で268ヘクタールであり、直近の令和2年度時点では約295ヘクタールと増加の一途をたどっている状況であります。

遊休農地につきましては、農業振興ビジョンにおける農村振興対策、農業・農村基盤対策の中で、農家や地域自らが行う農地の保全に向けた取組に対して支援をしているところであり、遊休農地解消支援事業を活用した荒廃農地から優良農地への確保にも努めているところであります。

次期ビジョンにおきましても、農地の適正な維持、保全管理に向けた取組や、遊休農地対策は、担い手対策と同様に重要な位置づけでありますので、貴重な農地を後世に引き継ぐためにも、関係機関と連携を図りながら各施策を進めてまいりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そこで、本当は農業委員会の質問をしたかったのですが、課長に、農業委員会の委員長宛ての質問でないの、これは答弁できないというふうに言われましたが、事務局のほうで聞いてきましたら、今、市長が言ったことを踏まえまして、人・農地プランの実質化に向けた、話し合いを各地域において実施するというので、今年度中にそれを行うということで進めております。

いずれにしても、農業を取り巻く情勢は非常に厳しいものがありますので、その辺、少しでも、遊休農地をなくして、農業後継者を育て、そして地域の農業を守るということで進めていただきたいなとこんなふうに思います。

次、4番目の選挙についてお尋ねをいたします。

本市の選挙につきましては、平成31年に24投票区、投票所を、12投票区、投票所に削減されました。投票時間につきましても、午後7時であったものを今後6時までに繰り上げて実施されております。

候補者用ポスターの公営掲示板につきましても、平成28年度までの204か所から、平成31年度の改定までが183か所と、平成31年の改定から103か所へ大幅に削減しているのが現状であります。

これらは、あまりにも選挙事務側の一方的な機械的な合理化であると地域の有権者から問題が指摘されている状況でございます。

公職選挙法においては、第1条で、この法律は日本国憲法の本質にのっとり、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由の表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発展を期することを目的とするとあります。

選挙方法が主権者たる有権者の意思と立場に立って、地域の高齢者等交通弱者と呼ばれている方々も投票しやすい選挙に改善を図ってこそ、投票率の向上が図れるものと考えますが、選挙事務をつかさどる市当局の見解をお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 佐竹選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（佐竹信哉） 選挙管理委員会委員長佐竹でございます。平塚議員の質問にお答えさせていただきます。

選挙は、民主主義の根幹をなすものでございますので、当然、市民1人のお一人お一人が政治に参加するかけがえのない機会でございますので、御指摘のとおり、主権者たる有権者の立場に立って、投票機会を阻害することのないよう、投票しやすい投票環境づくりが求められているところでございます。

本市では、平成31年から、先ほど御質問にあったとおり、24投票区から12投票区へ、投票所の削減を行いました。投票時間も午後7時から6時に繰り上げて行ったところでございますが、これは市の人口動態が変化していく中で、県内、近隣他市町村の投票所見直しの動向、期日前投票制度の浸透、定着などを踏まえ、諸般の事情を総合的に勘案して進めてまいりました。

これに対しまして、選挙管理委員会としましては、投票区の再編により投票所までの距離が

遠くなった高齢者及び交通弱者の投票機会を確保するため、地域の集会所において、臨時期日前投票所を開設し、選挙の公正確保との調和を図ってきたところでございます。

また、啓発活動も力を入れてまいりまして、様々な媒体を通じた選挙のお知らせ、主権者教育講演会の開催、若い世代を対象にした期日前投票所の立会人の公募など、工夫を凝らしながら選挙への関心を高めるための地道な取組を行ってきたところでございます。

去る11月15日に執行されました栃木県知事選挙、新型コロナウイルスの感染症が流行する中でございましたので、投票率の低下が懸念されておりました。投票率は県内全体で38.73%でございましたが、本市は46.19%。前回の知事選、本市は39.32%でございましたので、6.87%を上回る結果となり、県内市町25市町で6位、14市では1位を保つことができたところでございます。本市は期日前投票を利用する方々が大変多く、メディアでも取り上げていただいたこともありまして、投票日前日までの期日前投票率は、26.92%で、県内で1位でございました。

また、全投票者のうち期日前投票所の利用者の割合は58.76%で、約6割近い方々が期日前投票を利用しておりまして、期日前投票制度が広く浸透しているんだなということがございます。

啓発的な観点から申しますと、新有権者18歳になりましたら、啓発はがきを送付しております。啓発チラシを自治会回覧や新聞折り込みに早い段階から計画的に配布したり、これまで行ってきた啓発事業も継続的に実施したり、また、投票所入場券も、告示日に届かないということもありましたけれども、これも郵便局と調整をしながら準備をして、工夫を凝らしながら、選挙への関心を高めるための取組を行ってきたところでございます。これまでの取組がこのような結果につながっているのではなかろうかと思えます。

併せて今、本委員会のほうで御質問のあった取組についてでございますが、那須南病院での臨時期日前投票所の開設を予定しておりました。今般の新型コロナウイルスで栃木県知事選挙の折には開設はいたしませんでしたが、病院との打合せも済んでおりますので、次回の選挙から那須南病院のほうで臨時期日前投票所を開設したいと考えております。現在行われている2つの庁舎での常設の期日前投票所の今後の持ち方についても議論をしているところでございます。

また、デマンドタクシーを活用した交通弱者に対する対策も現在議論をしておりますので、今後対応してまいりたいと考えております。

20代、30代層の投票率の向上対策といたしまして、インターネットを活用したターゲット広告等も利用しながら、また、市内の施設に入所している方々への啓発対策なんかも進めていこうと、また最後に共通投票所制度、これも今、調査研究しているところでありますので、

今後導入へ向けてどのような形がいいか、それから、多額の費用がかかりますので、その辺も研究を進めてまいります。

そのようなものを進めていく中で、投票機会を阻害することのないよう、多くの皆さんの御意見に耳を傾けながら、今後も一層の啓発活動に推進してまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 公職選挙法の第6条の3項には、選挙人に対して特別の事情がない限り、選挙当日、その選挙権を行使するために、必要な時間を与えるよう措置しなければならないということで、機会均等を求めているわけなんですけど、昨年7月21日に執行されました参議院選挙、これは投票率が48.33%でございまして、その3年前の前々回の参議院選挙が55.50%なんです。したがって8%弱です、投票率が下がっております。

これは、私どももいろいろと電話などしましたらば、今まで向田で投票できたものがなぜ野上に行かなくちゃなんないんだと、こういう苦情がありましたり、三箇の方がわざわざ峠を越えて、江川小学校までいかなくちゃならないと藤田の小学校で何で駄目なんだと、こういう苦情もあります。

例えば、選挙管理委員長がいらっしゃる神長においても、わざわざ野上に来るよりは、八雲投票区に行ったほうが近いわけです。そういう意味で、まだまだ改善の余地はあるのではないかと。

それで、期日前投票については、烏山も南那須もどなたでも、烏山の人が南那須へ行っても投票できるし、南那須の人が烏山へ行っても投票できるんです。

だから、このようなことがなぜ本番にできないのかと、12投票区にするのはそれはいろいろな事情で統合するというのはあろうと思いますが、どこに行っても有権者であるというその表示をすれば、そこで確認をして投票ができるというふうに改めていただきたいなと思います。現に、そういうことをやっている自治体もあると聞いております。それが一つ。

それと、ポスターの掲示についても、今回の知事選挙について地図と、これはどこにポスターを掲示するかという地図をもらったんですが、非常に分かりづらい。それを詳しくというのは、こういうふうになっているんですが、これは国道か県道か何道がよく分からないということで、しかも、箇所数が前は、さっきも言いましたが、204か所、それが183か所になり、今度は103か所に減ったんですけども、こういうことで、ポスターの場所もチェックできないと、こんな地図です。そんな表です。

前はこういうふうには、各選挙区ごとにチェックができるようになっていまして、その地図も、ちゃんと手書きで分かりやすい地図が添付されておりました、そのたびにチェックできるんで

す、ポスター貼った後に。これが今回できないので、選挙管理委員会に問合せしたらグーグルを見てくださいと、グーグルで探してくださいというふうに言われたと聞いております。

そういうような不親切なことで公営選挙とは呼べないのではないかと私は考えますので、その辺、特に投票については、投票所は12か所に絞ったということでございますが、どこに行っても有権者であるあれを持っていけば投票できるというように改善を図っていただきたいと考えますが、もう一度御答弁をお願いします。

○議長（久保居光一郎） 佐竹選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（佐竹信哉） 御指摘いただきました。

現在、先ほど申し上げたとおり、委員会のほうで議論を重ねておるところでございますが、共通投票所にいたしますと多額の導入費用がかかるんです。

御承知のとおり、先般の参議院選挙のときは全国で7か所しかなかったです。それが今般の参議院選挙では、45か所に増えたんです。それも、モデル地区があったりで、国の予算が入ったりしていますので、これから本市でそれを導入するとなると、かなりの費用がまず見込まれるということ、でも、本市におきまして、この投票環境を勘案すると、議員がおっしゃるとおり、導入に向けて進めていくのがという方向性ではおりますけれども、様々な事情を勘案しながら、今後取り組んでまいりたいとそのように考えております。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） いずれにしてもそういうことで、有権者というか地域住民の立場に立って、投票しやすいような環境を醸成していただきたいとこんなふうに思います。

最後に、核兵器禁止条約についてお尋ねをいたします。

2017年に、国連において122か国の賛成によりまして、核兵器禁止条約が採択されました。また、本年10月25日には、この条約発効に必要な50か国が批准をしまして、90日後の来年1月22日にこの条約発効の日を迎えることとなります。

核兵器禁止条約は、核兵器の使用及び使用のための開発、実験、製造、貯蔵、使用、威嚇の全てを違法とするものであり、人類史上初めて核兵器を禁止する条約であります。

本市は、平成18年に非核平和都市宣言を行い、平成22年に平和首長会議に加盟した自治体であります。世界で唯一の核兵器の恐ろしい実相を知る被爆国として、一日も早く人類と共存できない核兵器をなくすために、日本政府に対して核兵器禁止条約に署名、批准をされるように求めていると考えておりますが、御答弁をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 本市では平成18年に、議員がおっしゃるとおり非核平和市の宣言をし、平成22年に平和首長会議に加盟し、世界恒久平和の実現のため、広島平和記念式典への

派遣事業などの取組を行っております。

この平和首長会議では、全世界の国が条約締結することを目指して、核兵器禁止条約の早期締結の実現に向けた市民署名活動に取り組むなど様々な活動を展開しております。これらの活動に対し、本市では特別な活動はいまだしておりませんが、核兵器のない世界を実現させるために、条約をより実効性の高いものとしていく必要があると考えておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） この問題につきましては、昨年の9月議会でも私は質問をしまして、特に大田原市やほかの自治体で様々な非核平和の事業をやっているというのを紹介しまして、本市においても、この非核平和都市宣言に係る看板や、懸垂幕を設置してほしいとお願いしたんですが、今年は被爆75年の記念すべき年なんですが、いまだこれが実施されていないのは非常に問題です。

ぜひ、この非核平和都市宣言に基づく宣言の看板や懸垂幕を設置されるように改めて求めたいと思うんですが、市長の御回答をお願いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） いろいろ検討させていただきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 時間がなくてまとまった質問にならなかったんですが、いずれにしても、市民の皆さんの生活、さらには様々な要求に対して丁寧に答えていただきますように、特に核兵器は、日本は世界で唯一の被爆国でございますので、本当に恐ろしさを知っている国でございますので、それを世界になくせと言える、唯一の国であると私は考えているんです。

そういう意味では日本政府が批准しないのは非常に問題だというふうに思います。ぜひ求めてもらえるようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（久保居光一郎） 以上で、17番平塚英教議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（久保居光一郎） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、あした午前10時に開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

[午後 3時20分散会]